

第 46 回人権理事会会議記録

房野 桂 作成

2021 年 2 月 22 日(月)午前 第 1 回会議

開会ステートメント

Nazhat Shameem Khan 人権理事会議長

基調ステートメント

1. Volkan Bozkir 総会議長

2. Antonio Guterres 国連事務総長: 人権は私たちのブラッドラインであり、ライフラインであり、理事会はありとあらゆる人権課題と取り組む世界的な場である。1 年前、私は理事会で「人権のための行動の呼びかけ」を開始した。COVID-19 は以前から存在している格差を深め、人権の断層線を含め、新たな亀裂を広げた。何億もの家庭の生活が、失業、増加する負債、所得の急激減でひっくり返されてきた。この疾病は、女性、マイノリティ、障害者、高齢者、難民、移動者、先住民族の命を不相応に奪ってきた。何十年で初めて、極度の貧困が増えている。若者は、学校から出て、しばしば技術へのアクセスが限られており、もがいている。丁度 10 か国がすべての COVID-19 のワクチンの 75%を管理し、130 以上の国々が一滴のワクチンも受けていない。ワクチンの公正は究極的には、人権問題である。ワクチン・ナショナリズムはこれを否定する。流行病を言い訳にして、政府が反対意見を押しつぶすために高圧的な安全保障の対応と緊急事態措置を用いた国もある。

データの乱用について述べるが、データは広告のため、マーケティングのため、企業の最終的な収益を上げるために、商業的に用いられている。行動のパターンが商品化され、先物契約のように売られている。各国政府は、人権を侵害して、自国民の行動を管理するためにデータを利用できる。「デジタル協力道程表」が前進の道を見出すために開発され、加盟国はデジタル技術の開発と利用に関する規制枠組みと法律の中心に人権を置くよう要請されている。二つの領域が不可欠な行動を必要としている、つまり、人種主義、差別及び排外主義という病害とジェンダー不平等である。憎悪が牽引する運動の危険は、日に日に増加しており、白人至上主義とネオ・ナチ運動は、国境を超える脅威となっている。多くが世界中で脅威にさらされているマイノリティ社会の権利を守ることに特に重点が置かれなければならない。COVID-19 の流行は、深く根差した女性と女兒に対する差別をさらに悪化させてきた。私は、国連の指導部でジェンダー同数を現実のものにするという私の公約を果たしてきた。

世界のいたるところが、人権侵害という病気で苦しんでいる。ミャンマー軍に、即座に抑圧を止め、囚人を釈放し、暴力を止め、人権と最近の選挙で表明された人々の意思を尊

重するよう要請する。

3. Michelle Bachelety 国連人権高等弁務官: 流行病は差別のひどい現実からマスクをはぎ取り、これが経済、自由、社会、人々に与えた影響は、まだ始まったばかりであるが、今日、この流行病の、インパクトは終わりからは程遠い。COVID-19の2年目に直面して、今、2020年の夢の明確化に基づいて緊急に行動しなければならない。これは、あらゆる形態の差別を撤廃し、意味ある一般の人々の参画を奨励し、国々を支援するすべての国連機関の完全な活動能力を発揮することを意味する。武力の使用がこの流行病を終わらせることはないし、批評家たちを刑務所に送り、一般の人々の自由を違法に制限しても流行病は終わらない。そうではなくて、一般の人々の信頼に基づいて人権の原則を効果的に適用することこそが取るべき道である。去年は、理事会は幸運にも事務総長の決意ある支援、特に1年前に、この理事会で事務総長が表明した「人権のための行動の呼びかけ」に頼ってきた。理事会は、国連国別チームの作業を導くために、広範なガイダンス、人権指標、「社会経済的国別対応への人権に基づく取り組みチェックリスト」を開発してきた。あらゆる地域で、絶望と苦しみがエスカレートしている状態で、今こそ速やかで、意味のある、良好な変革が起こるであろうという真の希望を人々にもたらす時である。

4. Ignazio Cassis スイス連邦外務大臣

高官セグメント一般討論

Shavkat Minziyoyev ウズベキスタン大統領、Ivan Duque Marouez コロンビア大統領、Gitanas Nauseda リトアニア大統領、Mohammad Ashraf Ghani アフガニスタン大統領、Andrzej Duda Marin フィンランド首相、Josaia Voreque Bainmarama フィジー首相・iTaukei 問題・砂糖産業・外務大臣、Aureliu Ciocoi モルドヴァ共和国首相代理・外務大臣代理、David Xalkaliani ジョージア首相政務官・外務大臣、Mukhtar Tiileuberdi カザフスタン副首相・外務大臣、Alfonso Nsuer Mokuy 赤道ギニア人権担当副首相、Phan Binh Minh ヴェトナム副首相・外務大臣、Sophie Wilmes ベルギー副首相・外務欧州問題外国総貿易連邦文化機関大臣、Mustafa Al Ramid モロッコ人権国務大臣、Felipe Carlos Sola アルゼンチン外務・国際貿易・礼拝大臣、Felipe Carlos Sola 外務・国際貿易・礼拝大臣、Dorde Radulovic モンテネグロ外務大臣、Heiko Maas ドイツ連邦外務大臣、Evarist Bartolo マルタ外務・欧州問題大臣、Katrin Eggenberger リヒテンシュタイン外務・司法・文化大臣、Alan Ganoo モーリシャス外務・地域統合・国際貿易大臣

2月22日(火) 昼、第2回会議

高官セグメント一般討論(継続)

Jeppe Kofod デンマーク外務大臣、Dominic Raab 英国副首相・外務英連邦問題大臣、Alexander Schallenberg オーストリア欧州国際問題連邦大臣、Hishammuddin Tun Hussein マレーシア外務大臣、Augusto Santos Silva ポルトガル外務大臣、Tete Antonio アンゴラ

外務大臣、Ivan Korcok スロヴァキア外務欧州問題大臣、Risf Al-Malki パレスチナ国外務大臣、Anze Logar スロヴェニア外務大臣、Andres Allamand チリ外務大臣、Fayssal Mekdad シリア・アラブ共和国外務・国外居住大臣、Tomas Petricek チェコ共和国外務大臣、Jeyhun Bayramov アゼルバイジャン外務大臣、Ine Eriksen Soreide ノルウェー外務大臣、Efnestgo Henrique Fraga Araujo ブラジル外務大臣、Damares Alves ブラジル 女性・家族・人権大臣、Mevlut Cavusoglu トルコ外務大臣、Maria Ubach Font アンドラ外務大臣、Rodolfo Aolano Quiros コスタリカ外務信仰大臣、Sam Kutesa ウガンダ大臣、Bujar Osmani 北マケドニア外務大臣、Luise Mushikiwao フランス語圏事務局長、Martha Delgado Peralta メキシコ外務省多国間問題人権政務官、王毅中国外務大臣、Ann Christin Linde スウェーデン外務大臣、Stef Blok オランダ外務大臣、Ara Alvazian アルメニア外務大臣、Abdulla SAhahid モルディヴ外務大臣、Eva-Maria Limets エストニア外務大臣、Francisco Bustillo ウルグアイ外務大臣、Lolwah Al-Khater カタール外務大臣補、Alvin Botes 南アフリカ国際関係協力副大臣

2月22日(月)午後、第3回会議

年次高官パネル討論

テーマ: 「ダーバン宣言と行動計画」採択後の人種主義と差別との闘いと COVID-19 がこの努力に与えてきた悪化する影響に重点を置いた人権の主流化

開会ステートメント: Nazhay Shameem Khan 人権理事会議長

基調ステートメント

1. Volkan Bozkir 総会議長
2. Antonio Guterres 国連事務総長
3. Michelle Bachelet 国連人権高等弁務官

パネリストのステートメント

1. Phumzile Mlambo-Ngcuka 事務次長・国連ウィメン事務局長
2. Tedros Adhanom Ghebreyesus 世界保健機関事務局長
3. Gabriela Ramos 国連教育科学文化機関社会人間科学事務局長補

意見交換対話

ポルトガル外務大臣、アンゴラ外務大臣、南アフリカ国際関係協力副大臣、フィンランド(諸国グループを代表)、バハマ(カリブ海共同体共通市場を代表)、カメルーン(アフリカ諸国を代表)、パキスタン(イスラム協力機構を代表)、欧州連合、ブラジル(ポルトガル語諸国共同体を代表)、アゼルバイジャン(非同盟運動を代表)、カタール、エクアドル、ロシア連邦、フィリピン、トーゴ、インドネシア、セネガル、アルメニア、モロッコ、イラク、ベルギー、ヴェネズエラ、ネパール、インドネシア国内人権委員会、フランシスカン・インターナショナル、カイロ人権学研究所、国際民主弁護士協会、人口開発アクション・カナダ、国際国連青年学生運動

まとめ: Christine Low ジュネーヴ国連ウィメン連絡事務所所長、Altaf Musani 世界保健機

関保健緊急事態介入部長、Angela Melo 国連教育科学文化機関社会人間科学部政策プログラム部長

2月23日(火)午前、第4回会議

死刑の問題に関する2年に1度の高官パネル討論

開会ステートメント: Nazhat Shameem Khan 人権理事会議長

基調ステートメント: Michelle Bachelet 国連人権高等弁務官

パネリストのステートメント

1. Djimet Arabi チャド法務大臣
2. Tsakhia Elbegdorj 死刑禁止国際委員会コミッショナー
3. Christopher AEIF Bulkan 人権委員会委員
4. Carolyn Hoyle オックスフォード大学犯罪学教授

討論

スイス連邦外務大臣、スウェーデン外務大臣、クロアチア外務欧州問題大臣、南アフリカ国際関係協力副大臣、メキシコ外務省多国間問題人権大臣政務官、欧州連合人権特別代表、ポルトガル外務国務大臣、リヒテンシュタイン(諸国グループを代表)、シンガポール(諸国グループを代表)、オーストラリア、サウディアラビア、カザフスタン、イラン、カーボヴェルデ(ポルトガル語諸国を代表)、ブルキナファソ、エジプト、スペイン、イタリア、フィジー、ボツワナ、英国、東ティモール、イラク、ナミビア、フィリピン人権委員会、ACT(拷問廃止キリスト教徒行動)国際連盟、国際レズビアン・ゲイ協会、モロッコ国内人権会議、世界非殺害センター、アムネスティ・インターナショナル

まとめ: Djimet Arabi, Tsakhia Elbegdorj, Christyopher Arif Bulkan, Carolyn Hoyle

Don

2月23日(火)昼、第5回会議

高官セグメント一般討論(継続)

Don Pramudwinai タイ副首相・外務大臣、S. Jaishankar インド外務大臣、Bogdan Aurescu ルーマニア外務大臣、Aissata Tall Sall セネガル外務海外セネガル人大臣、Adaljiza Magno 東ティモール外務協力大臣、Francesco Ribeiro Telles ポルトガル語共同体事務局長、Patricia Scvotland 英連邦事務局長、Naosa Mahao レソト法務大臣、Achim Steiner 国連開発計画行政官、Peter Maurer 国際赤十字委員会総裁、Ruslan Kazakbaev キルギスタン外務大臣、Vladimir Makei ベラルーシ外務大臣、Arancha Gonzalez Laya スペイン外務大臣、Gudlaugur Thor Thordarson アイスランド外務国際開発協力大臣、Geoffrey Onyeama ナイジェリア外務大臣、Paul Richard Gallagher ホーリーシー諸国関係大臣、Palamagamba Kabudi タンザニア外務東アフリカ協力大臣、Jean Asselborn ルクセンブルグ外務欧州問題大臣、茂木敏充日本外務大臣(世界的に法の支配を推進することを目的とする京都会議と COVID-19 に打ち勝ったことを記念する東京オリンピック・パラリンピックの開催を楽しみにしている。日本は、イランとの人権対話に関わり、カンボディ

アの人権高等弁務官事務所と協力して、対話と協力を重視している。アジア太平洋地域で、見事な経済成長が遂げられてきたが、民主主義を達成し、人権を保護すること、は、継続中の課題であり、矯正しなければならない状況として、ミャンマー、香港、新疆自治区、「北朝鮮」による拉致の例を挙げる。日本は、国内でも海外でも、子どもに対する暴力を根絶し、ハンセン氏病に対する差別を撤廃し、国際的に女性のエンパワーメントと人権を推進する努力を推し進めている)、Edgars Rinkevics ラトヴィア外務大臣、Pedro Btolo Vila グアテマラ外務大臣、Agron Tare アルバニア欧州外務大臣政務官、Rogelio Mayta ポリヴィア外務大臣

2月23日(火)午後、第6回会議

高官セグメント一般討論(継続)

Kazembe Kazembe ジンバブエ内務・文化遺産大臣・法務法律議会問題大臣代理、Natalia Kanem 国連人口基金事務局長、Gail Taxeira グァイアナ議会問題ガヴァナンス大臣、Shirfen Mazari パキスタン人権大臣、A.K. Abdul Momen バングラデシュ外務大臣、Josep Borrell Fontelles 外務・安全保障政策のための欧州連合高等代表・欧州委員会総裁政務官、Prdeep Kumar gyawali ネパール外務大臣、Gordan Gruc-Radman クロアチア外務欧州問題大臣、Retno Lestari Priansari Marsudi インドのネシア外務大臣、Luca Beccari サンマリノ外務・国際経済協力・電気通信大臣、Nikos Christodoulides キプロス外務大臣、Luis Gallegos Chiriboga エクアドル外務大臣、Otman Ifrindi テュニジア外務大臣、Nikola Selakovic セルビア外務大臣、Bruno Eduardo Rodriguez Parrilla キューバ外務大臣、Nanaia Mahuta ニュージーランド外務大臣、Dinesh Gunawardena スリランカ外務大臣、Fuad Mohamad ussein イラク外務大臣、Alexandra Hill Tinoco エルサルヴァドル外務大臣、Peter Azijarto ハンガリー外務貿易大臣、Dmytro Kuleba ウクライナ外務大臣、Awwad Bin Saleh Al-Awwad サウディアラビア人権委員会委員長、Choi Jong Moon 韓国外務第二大臣政務官、Al ERoushdy エジプトか政務副大臣、Jose Antonio Dos Santos パラグァイ外務副大臣、Albrecht Freiherr Von Boselager マルタ騎士団外務大臣、Stuart Minchin 太平洋共同体事務局長、Yousef Al Othieen イスラム協力機構事務局長、Marija Pejcinovic Buric 欧州会議事務局長

2月24日(水)午前、第7回会議

高官セグメント一般討論(継続)

Ekaterina Zaharieva ブルガリア司法改革副首相・外務大臣、Demeke Mekonnein Hassen エチオピア副首相・外務大臣、Titus Songiso Mvalo マラウイ法務大臣、Simon Coveney アイルランド外務大臣、Sergey Lavrov ロシア連邦外務大臣、Nikos Dendias ギリシャ外務大臣、Anthony Blinken 米国国務長官、Darren Allan Henfield バハマ外務大臣、Yvonne Dausab ナミビア法務大臣、Aimee Gbakrehonon コーティヴォール法務人権大臣、Marc

Garneau カナダ外務大臣、Zeyni Moulaye マリ外務・国際協力大臣、EDrlyne Antonela Ndembet Damas ガボン法務大臣、Vcasten N. Nea マーシャル諸島外務・貿易大臣、Lejeune Mbella Mbella カメルーン外務大臣、Mohamed T.H. Siala リビア外務大臣、Jean-Yves Le Drian フランス欧州・外務大臣、Luigi Di Maio イタリア外務。国際協力大臣、Menardo I. Guevarra フィリピン法務大臣、ち Ali Bagheri Kanieoy イラン高等人権会議議長、Ana Luisa Castro パナマ外務省多国間問題協力大臣政務官、Gillian Triggs 国連難民高等弁務官事務保護高等コミッショナー補、Jan Beagle 国際開発歩数機関事務局長、Meg Taylor 太平洋島嶼国フォーラム事務局長、Joel Hernandez 米州人権委員会議長、Martin Chungong 列国議会同盟事務局長

一般セグメント一般討論

スーダン、ソマリア、アルジェリア、アラブ首長国連邦、ボツワナ、モザンビーク、イスラエル、カンボディア、ラオ人民民主主義共和国、国内人権機関世界同盟、市民社会代表 1、市民社会代表 2、市民社会代表 3、市民社会代表 4

答弁権行使

キプロス、シリア、トルコ、アゼルバイジャン、ヴェネズエラ、アルメニア、インド、朝鮮民主人民共和国、中国、日本、英国、キューバ、イラン、コロンビア、インドネシア、パキスタン、韓国、モーリシャス、サウディアラビア

2月24日(水)昼、第8回会議

東エルサレムを含むパレスチナ被占領地でのすべての国際法違反に対する説明責任と司法の保障に関する報告書に関する意見交換対話

提出文書: 東エルサレムを含むパレスチナ被占領地でのすべての国際法違反に対する説明責任と司法の保障に関する高等弁務官報告書(A/HCRDC/46/22)

報告書のプレゼンテーション: Michelle Bachelet 人権故高等弁務官

当該国ステートメント: イスラエル、パレスチナ国

意見交換対話

パキスタン(イスラム協力機構を代表)、欧州連合、リビア(アフリカ諸国を代表)、カタール、リビア(アラブ諸国連合を代表)、クウェート、ロシア連邦、ヨルダン、モーリタニア、マレーシア、イラク、インドネシア、セネガル、ヴェネズエラ、サウディアラビア、イラン、南アフリカ、ナミビア、エジプト、中国、アルジェリア、テュニジア、レバノン、シリア、ルクセンブルグ、ボツワナ、スーダン、キューバ、トルコ、バングラデシュ、アイルランド、オマーン、アルバニア、スロヴェニア、スイス、リビア、Ingenieurs du Monde、Al Mezan 人権センター、NGO 調査機関、ノルウェー難民会議、パレスチナ人のための医療援助、国連監視機構、Al-Haq 人に仕える法、カイロ人権学研究所、子ども擁護インターナショナル、法的援助とカウンセリングのための女性センター

まとめ: Nada Al-BNashif 人権副高等弁務官

2月24日(水)午後、第9回会議

エリトリアの人権状況に関する特別報告者との意見交換対話

口頭による最新情報のプレゼンテーション: Mohamed Abdelsalam babiker エリトリアの人権状況に関する特別報告者

当該国ステートメント: エリトリア

意見交換対話

欧州連合、デンマーク、ドイツ、ロシア連邦、フランス、オーストラリア、スイス、ヴェネズエラ、オランダ、朝鮮民主人民共和国、ベルギー、米国、スペイン、中国、ベラルーシ、オーストリア、フィリピン、エチオピア、英国、南スーダン、アイルランド、スリランカ、スーダン、ニカラグア、キューバ、ジブティ、世界殺害禁止センター、Elizka 救援財団、東部アフリカ・アフリカの角人権擁護者プロジェクト、ジュビリー・キャンペーン、国際人種差別撤廃団体、CIVICUS---世界市民参画同盟、人権アドヴォケイツ

まとめ: Mohamed Abdelsalam Babiker エリトリアの人権状況に関する特別報告者

スリランカでの和解・説明責任・人権の推進に関する人権高等弁務官との意見交換対話

提出文書: スリランカの和解・説明責任・人権の推進に関する人権高等弁務官報告書 (A/HRC/46/20)

報告書プレゼンテーション: Michelle Bachelet 人権高等弁務官

当該国ステートメント: スリランカ

2月25日(木)午前、第10回会議

スリランカでの和解・説明責任・人権の推進に関する報告書についての人権高等弁務官との意見交換対話(継続)

意見交換対話

英国、欧州連合、ノルウェー(北欧諸国を代表)、カナダ、ドイツ、ロシア連邦、フランス、北マケドニア、オーストラリア、フィリピン、スイス、ヴェネズエラ、日本、オランダ、インド、マーシャル諸島、朝鮮民主人民共和国、ベルギー、ガボン、パキスタン、米国、イラン、カメルーン、中国、ベラルーシ、モルディヴ、モンテネグロ、ヴェトナム、シリア、カンボディア、ネパール、エジプト、アイルランド、アゼルバイジャン、ラオ人民民主主義共和国、ニカラグア、キューバ、エリトリア、国際差別人種主義撤廃運動、アムネスティ・インターナショナル、人権監視機構、アジア人権開発フォーラム、弁護士の権利監視機構カナダ、国際法律家委員会、英連邦人権イニシアティブ、CIVICUS---世界市民参画同盟、脅威にさらされる諸国民協会、全世界キリスト教徒連帯

まとめ: Nashifda Al-Na 人権副高等弁務官

ニカラグアの人権状況に関する年次報告書についての人権高等弁務官との意見交換対話

提出文書: ニカラグアの人権状況に関する人権高等弁務官の年次報告書(A/HRC/46/21)

報告書のプレゼンテーション: Michelle Bavhelet 国連人権高等弁務官

当該国ステートメント: ニカラグア

意見交換対話

カナダ(諸国グループを代表)、スウェーデン(北欧・バルティック諸国を代表)、欧州連合、ロシア連邦、フランス、エクアドル、スイス、ヴェネズエラ、コロンビア、オランダ、朝鮮民主人民共和国、ベルギー、イラン、ペルー、スペイン、ウルグアイ、ベラルーシ、メキシコ、シリア、ルクセンブルグ、ウクライナ、英国、ドイツ、ジョージア、スリランカ、米国、キューバ、エリトリア、権利生計賞財団、Reseau International des Droits Humains、国際人権同盟連盟、司法・国際法センター、国際人権サーヴィス、CIVICUS---世界市民参画同盟、人権監視機構、アムネスティ・インターナショナル、世界拷問禁止団体

まとめ: Nada Al-Nashif 人権服高等弁務官

2月25日(木)午後、第11回会議

2020年の大統領選の状況でのベラルーシの人権状況に関する報告書についての人権高等弁務官との意見交換対話

提出文書: 2020年の大統領選の状況でのベラルーシの人権状況に関する高等弁務官報告書 (A/HRC/46/4)

報告書プレゼンテーション: Michelle Bacvhelet 国連人権高等弁務官

当該国ステートメント: ベラルーシ

意見交換対話

デンマーク(諸国グループを代表)、ラトヴィア、英国、リトアニア、ウクライナ、カナダ、欧州連合、リヒテンシュタイン、ドイツ、ロシア連邦、フィンランド、スロヴァキア、フランス、エストニア、スイス、ヴェネズエラ、日本、カザフスタン、オランダ、ベルギー、マーシャル諸島、朝鮮民主人民共和国、イラン、マルタ、ノルウェー、米国、エジプト、ルーマニア、スペイン、中国、アルバニア、ラオ人民民主主義共和国、オーストリア、シリア、ポーランド、フィリピン、ルクセンブルグ、トルコ、ニュージーランド、カンボディア、アイスランド、アイルランド、レバノン、国連ウイメン、ギリシャ、スリランカ、イタリア、ニカラグア、キューバ、アゼルバイジャン、チェコ共和国、スロヴァキア、エリトリア、弁護士のための弁護士、人権ハウス財団、国境なき報道者インターナショナル、権利生計賞財団、国際人権同盟連盟、世界拷問禁止団体、第19条---国際検閲禁止センター、人権監視機構、国際法律家委員会、CIVICUS---世界市民参画同盟

まとめ: Nada Al-Nashif 人権服高等弁務官

イエーメンに関する著名専門家グループとの意見交換対話

イエーメンに関する著名専門家グループによる口頭での最新情報: Kamel Jendoubi イエーメンに関する著名専門家グループ議長

当該国ステートメント: イェーメン

意見交換対話

欧州連合、デンマーク(北欧・バルティック諸国を代表)、アイルランド(諸国グループを代表)、バーレーン(湾岸協力会議を代表)、バーレーン(アラブ諸国を代表)、ロシア連邦、ドイツ、オーストラリア、フランス、スイス、ヴェネズエラ、サウジアラビア、モロッコ、イラン、米国、中国、オーストリア、英国、ニュージーランド、ヨルダン、アラブ首長国連邦、バーレーン、モーリタニア、クウェート、カメーン、エジプト、スーダン、パキスタン、モルディヴ、バハイ国際共同体、婦人国際平和自由連盟、カイロ人権学研究所、セイヴ・ザ・チルドレン・インターナショナル、国境なき報道者インターナショナル、アムネスティ・インターナショナル、弁護士の権利監視機構カナダ、人権情報訓練センター、連合村、対話と人権のためのアラブ欧州フォーラム

まとめ

1. Melissa Parke イェーメンに関する著名専門家グループ委員
2. Ardi Imsei イェーメンに関する著名専門家グループ委員
3. Kamel Jendoubi イェーメンに関する著名専門家グループ議長

2月26日(金)午前、第12回会議

人権を保護し、推進する際の貧困緩和の役割に関する会議

開会ステートメント: Peggy Hicks 人権高等弁務官事務所テーマ別関わり、特別手続き、開発への権利部部長

討議者ステートメント

1. Kung Phoak アセアン社会文化社会副事務局長
2. Su Guoxia 中国総務部事務局長・農山漁村委活性化局代表
3. Sonia-Magba Bu-Buakei Jabbi シエラレオネ人口・保健・社会統計部長・調査・革新長
4. Maximo Tortero 国連食糧農業機関チーフ・エコノミスト

討論

欧州連合、カメルーン(アフリカ諸国を代表)、ブルネイ・ダルサラーム(東南アジア諸国連合を代表)、ノルウェー(北欧・バルティック諸国を代表)、モーリタニア、ドイツ、オーストラリア、アルメニア、リビア、セネガル、ロシア連邦、サウジアラビア、イラク、ヴェネズエラ、南アフリカ、パキスタン、エジプト、ラオ人民民主主義共和国、ネパール、ウルグアイ、メキシコ、アゼルバイジャン(非同盟運動を代表)、ヴェトナム、国際人権サーヴイス、母親が大事、Associazione Comunita Papa Giovanni CCIII、人口開発アクション・カナダ、平和・開発・人権のための Maat 協会、民族・宗教・言語及びその他のマイノリティの権利保護連盟

まとめ: Su Guoxia, Sonia-Magnba Bu-Buakei Jabbi, Maximo Torero

人権高等弁務官による世界の最新情報のプレゼンテーション: Michelle Bachelet

2月26日(金)午後、第13回会議

人権高等弁務官による世界の最新情報のプレゼンテーション(継続): Michelle Bachelet

当該国ステートメント: コロンビア、グアテマラ、ホンデュラス、キプロス、エリトリア、ヴェネズエラ

一般討論: 中国、エストニア(北欧・バルティック諸国を代表)、ポルトガル(欧州連合を代表)、ガボン(アフリカ・グループを代表)、パキスタン(イスラム協力機構を代表)、中国(諸国グループを代表)、ウルグアイ(諸国グループを代表)、アゼルバイジャン(非同盟運動を代表)、オランダ(諸国グループを代表)、ブルネイ・ダルサラーム(東南アジア諸国連合を代表)、東ティモール(諸国グループを代表)、ドイツ、フランス、トーゴ、ヴェネズエラ、リビア、インドネシア、セネガル、ロシア連邦、**日本**、オランダ、インド、ナミビア、デンマーク、ブルキナファソ、パキスタン、韓国、ウクライナ、バーレーン、カメルーン、ネパール、オーストリア、イタリア、ボリヴィア、英国、スーダン、キューバ、バングラデシュ、コート・ド'イヴォワール、チェコ共和国、フィリピン、ブラジル、カナダ、フィンランド、カタール、リヒテンシュタイン、クウェート、食料農業機関、ギリシャ、ベルギー、イラク、スイス、スロヴェニア、ヨルダン、オーストラリア、エクアドル、ポルトガル、モロッコ、モルディヴ、スウェーデン、マレーシア、朝鮮民主主義人民共和国、南アフリカ、イラン、マルタ、エルサルバドル、ノルウェー、エジプト、米国、タイ、スリランカ、スペイン、ザンビア、チリ、アルジェリア、アルバニア、アラブ首長国連邦

議事進行異議申し立て: サウディアラビア

3月1日(月)午前、第14回会議

子どもの権利に関する丸一日の年次会議

テーマ: 子どもの権利と「持続可能な開発目標」

開会ステートメント: Michelle Bachelet: 子どもの権利の実現は、「持続可能な開発目標」の達成の必要条件である。しかし、差別、不平等、政治的意思の欠如、不適切な投資及びその他の障害は、子どもの権利は、しばしば現実というよりは依然として願いのままであることを意味する。COVID-19は、事態をさらに悪くしている。子どもは、ますます身体的・心理的暴力にさらされており、労働、子ども結婚、搾取、人身取引に押しやられている。多くの女兒と若い女性にとって、最も安全であるべき家庭で脅威が最大となっている。昨年中に、貧困の中で暮らしている子どもの数は、1億4,200万人増加した。ひどいときには、すべての学童の3分の1以上に遠隔教育へのアクセスがない世界では、ロックダウンは90%の学生に悪影響を及ぼした。保健のカヴァレッジの崩壊は、子どもと幼児の比較的高い死亡率に繋がり、日常的に1歳未満の約1億人の子どもが、COVID-19の措置のために救命的ワクチンを見逃している。これからの仕事には、どの子どもが最大の危機にさらされているのかを緊急に評価し、最も差し迫った実施格差と障害を明らかにすることが必要である。世界を変革するという目標に到達するために残されているのはわずか10年である状態で、国際社

会はもっと速く動く必要がある。

パネリストのステートメント

1. Henrietta Fore、国連子ども基金事務局長: COVID-19 流行の下で子どもの権利が脅かされている。巨大な永続的不景気の経済的インパクトは、家族が回復しようともがいている時に、子どもに最も厳しい打撃を与える。学校の閉鎖中に遠隔学習から何百万人もの子どもを遠ざけるデジタル格差は、埋められなければならない。子ども基金のギガ・イニシアティブは、世界のすべての学校と地域をインターネットに接続するために、その活動をめぐってパートナーを集めている。世界は、この異常な時を通して、またはこれを超えて支援し、気候変動と取り組み、未来の世代のためにこの惑星を保護する世界的努力を拡大する必要がある。全体を通して、変革の担い手として子どもをエンパワーし、子どもと若い人々が政策とプログラムを形成し、自分の権利について学び、これを実現する手助けをするスペースとメカニズムを生み出すことが重要である。

2. Fred ウガンダの16歳の子どもの権利擁護者・子どもの権利クラブ会員: 子どもの意味ある参画を保障するために、セイヴ路上で暮らす子どもたちウガンダは、子どもの権利クラブ、アドヴォカシー・プログラム、路上で暮らす子ども国際デーを通して、その意見を聞いてもらう能力を築いてきた。90%の子どもたちが、貧困、不平等、気候の不作为が、子どもを路上に押しやっていることで合意した。HIV とエイズの陽性状態と警察からの手荒な COVID-19 の対応が、すべて路上で暮らす子どもたちに厳しい否定的影響を与えてきた。各国政府が、質の高い保健ケアへのアクセスがあり、生活水準を改善し、教育への権利を推進することを保障するよう勧め、世界の指導者が貧困、不平等、気候行動を真剣に考えるよう要請する。

3. Trisha Shetty パリ和平フォーラム SheSays 主任担当官・運営委員会会長: COVID-19 の状況は、危機に適合しようとして立ち止まってリセットするよう全員に強制してきた。子どもたちが戦闘地帯で恰好の的として扱われている間に、世界は毎日 150 から 200 の種を失いつつあるので、人々は緊急性があることを思い出さなければならない。気候危機、この流行病及び人権となると、これらはしばしば政治的意思のままになり、政治的意思と政治家は、再生可能な資源であることが思い出されなければならない。Greta Thunberg や農夫の抗議中に声を上げたためにインド政府によって逮捕された Disha Ravi のような子どもや若者は、すでに立派な戦いを戦うために全員を指導しており、世界は少なくとも彼らの半分ほどの勇気があり、連帯して声を上げなければならない。

4. Mary Robinson 長老長: 学校を辞めさせられ、子ども妊娠と子ども結婚に対してますます脆弱になっている女兒の健康と生計への危険について特に懸念している。長老は、子ども結婚の問題大変に関わっており、この問題に対処してきた「女兒は花嫁ではない」ネットワークを築く手助けをしてきた。慈善団体のセイヴ・ザ・チルドレンは、さらに 50 万人の女兒が子ども結婚を強制される危険にさらされており、さらに 100 万人が妊娠するものと推定されている状態で、2020 年は、女兒に取って「取り返しのつかない後退と進歩の喪失」の年であると警告してきた。COVID-19 の制限の長い月日の間に、子どもの身体的精神的

福利に対するスポーツ活動の重要性が重視されてきた。しかしこの状況であまり頻繁に述べられないのは、スポーツにおけるまたはスポーツを通じた子どもの虐待に対処することにさらなる注意が向けられる必要性である。

討議

発言者たちは、子どもの権利が「持続可能な開発目標」の核心にあることを強調した。「子どもの権利に関する条約」は、最も広く批准された人権条約であるが、かなりの格差が依然として残っている。増加する貧困、閉鎖された学校及びロックダウンが、子どもを虐待と暴力に対してより脆弱にし、これが生涯にわたる、取り返しのつかない、世代を超えた結果となっている。発言者たちは、政策プロセスへの子どもの意味ある関わり---参画できなければならない---の好事例についてパネリストたちに尋ねた。ワクチン・ナショナリズムがかなりの数の子どもたちが取り残されることになる可能性を持っているので、子どもの全体的な福利は、特に流行病とロックダウンによって引き起こされる課題に照らして、革新的な共通の目標でなければならない。発言者の中には、子どもを世話し、守る際の家庭の重要な役割を確認した者もあった。子どもたちは、彼らを巻き込むようにとの呼びかけ、社会におけるその役割と重要性についての声明にもかかわらずしばしば見過ごされていると感じており、何事も子どもなしに決定されるべきではない。

発言者たちは、「2030 アジェンダ」は、子どもの権利との関係で理解されなければならないことを強調しているので、比較的貧しい国々は、国際社会の支援を必要としている。人権の取り組みへの子どもの包摂にもかかわらず、特に COVID-19 の流行と学校教育の中止の状況で、これが強化されなければならないという事実は残る。社会サービスの提供における民間行為者の増加する割合は、教育の民営化と商業化がアクセスの制限と不平等の悪化という結果となるので、子どもの人権に破壊的インパクトを与える---流行病は、民営化された機関はその役割を果たすにふさわしくないことを示してきた。学校は教育だけではなく、紛争地帯や極度に困難な状況にある子どもたちが、これ以外にはアクセスできない上下水道、栄養、ケア、安全へのアクセスも提供する。発言者の中には、デジタルのスペースでの子どもの保護、デジタル識字の改善、サイバーいじめとの闘いの重要性を述べた者もあった。

発言者: エストニア(北欧・バルディック諸国を代表)、欧州連合、クロアチア(諸国グループを代表)、ルクセンブルグ(諸国グループを代表)、パキスタン(イスラム協力機構を代表)、カメルーン(アフリカ・グループを代表)、アゼルバイジャン(非同盟運動を代表)、バーレーン(湾岸協力会議を代表)、スロヴェニア、北マケドニア、食料農業機関、リビア、モルディブ、タイ、インド、ウルグアイ、アラブ首長国連邦、ヴェトナム、チャド、ジョージア、ニジェール、ポーランド、マルタ、カタール、アルゼンチン Defensoria del Pueblo de Nacion、ワールド・ヴィジョン・インターナショナル、経済的・社会的・文化的権利世界イニシアティブ、中国家族計画協会、中国国際理解協会、中国 Soong Ching Ling 財団

まとめ

1. Mary Robinson: 多くの参加者たちが子どもの意見を聞くことの重要性を述べるのを聞いて嬉しい。子どもの意味ある参画を保障するために、私は、子どもたちが気候変動の危険について、すでに熱心に科学的に声を上げていることを強調する。ワクチン・ナショナリズムに関しては、COVAX イニシャティヴは元気づけるものであるが、十分な進歩は起こっていない。各国が、市場が牽引する制度は教育の提供にはふさわしくないことを COVID-19 が示したという事実注意到注意を払うよう希望する。すべての人々が COVID-19 に関しては一歩踏み出しており、流行病が既存の不平等をあきからかにして強化したと仮定して、私は建てるために建設を進めるという考えが好きである。

2. Trisha Shetty: 10 億人以上の子どもたちが暴力とネグレクトの犠牲者である。実際の生活と人々はこういった統計の反対側にあり、世界は、十分なことを行っていない加盟国のイメージをどれほど健全に見せかけているかを認識しなければならない。子ども活動家は世界的に祝されているが、世界の南では彼らはしばしば悪者にされ、その発言権と自治に対する真の脅威に直面している。公共の保健ケア・サービス、教育、インフラにはもっと投資が必要であることを繰り返し述べる。現地の活動家はすべての解決策を知っており---革新の必要はなく、その代わりに政治的指導力の時には共犯の無知と闘うことが重要である。

3. Fred: この問題について話す機会を与えてくださったことで理事会に感謝する。路上の子どもたちにはシェルターがなく、外で眠らなければならず、警察に逮捕される危険にさらされている。子どもたちは多くの形態の不平等を経験し続けており、自分が子どもであると感じることができなくなっている。各国政府は、子どもに清潔な水、保健、医療ケア、教育へのアクセスがあることを保障するべきである。各国政府は子どもを支援し、特に気候変動に関連して。その意見を取り上げなければならない。子どもの権利の保護がなくては、世界は鉛のない鉛筆になるであろう。

4. Afshan Khan: 今日の討論の 3 つのカギとなる要素を強調する。つまり、①どの子どもも取り残さないこと、②変革の担い手として子どもをエンパワーすること、③進歩を追跡することである。不平等が流行病のためにさらに明らかにされ、深まった。従って、子どもの権利の達成には、最も遠くに取り残されてといる子どもに届く慎重な戦略が必要である。学校は最後に閉鎖され、最初に開かれなければならない。カギとなる側面は、どの子もその考えを自由に表現し、自分に関係する問題に参画する権利であるが、これはしばしば無視されるものである。子どもたちが声を上げ、その権利について子どもたちに教え、変革の担い手としてかかわる機会とスペースを子どもに与えることを保障することは、集団的責任である。

高等弁務官の口頭の最新情報に関する一般討論(継続)

ベラルーシ、アゼルバイジャン、パラグアイ、シリア、テュニジア、レバノン、ルクセンブルグ、ボツワナ、ウガンダ、ナイジェリア、トルコ、アフガニスタン、南スーダン、カンボディア、アイスランド、アイルランド、パナマ、ジョージア、国連ウイメン、ニジェール、ニカラグア、ラオ人民民主主義共和国、ヴァヌアトゥ、ブルンディ、チャド、スロヴァ

キア、ヴェトナム、ギニア、タンザニア、カザフスタン、ジンバブエ、バルバドス、国際法律家委員会、東部アフリカ・アフリカの角人権擁護者プロジェクト、世界拷問禁止団体、国際レズビアン・ゲイ協会、Institute de Desenvolvimento e Direitos Humanos---IDDH、権利生計賞財団、人権監視機構、国際字訓兼同盟連盟、国際人権サービス、欧州センター----tiers monde、国際 ACAT(拷問廃止キリスト教徒行動)連盟、アフリカ・グリーン財団インターナショナル

議事進行異議申したて: キプロス、ジンバブエ

3月1日(月)午後、第15回会議

人権高等弁務官の口頭での最新情報に関する一般討論(継続)

第19条---国際検閲禁止センター、スウェーデン性教育協会、Il Cencolo、Oidhaco、Bureau International des Droits Humains---Action Colombie、協議のための友好世界委員会、ICPC コンソーシアム、司法国際法センター、Conselho Indigenista Missionario CIMI、カリタス・インターナショナル、Associazione Comunita Papa giovanni XXIII、コロンビア法律家委員会、平和ブリゲード・インターナショナル、VIVA インターナショナル、中国国連協会、プレス・エンブレム・キャンペーン、アメリカ法律家協会、国際仏教徒救援団体、CIVICUS--世界市民参画同盟、Pasumai Thaayagam 財団、ESCR-ネット---経済的社会的文化的権利国際ネットワーク Inc.、国際家族計画連盟、世界福音同盟、婦人国際平和自由連盟、国際人種差別撤廃団体、Centro de Estudios Legales y Sociales(CELS)、透明性のためのパートナーズ、カイロ人権学研究所、中国国際理解協会、アムネスティ・インターナショナル、国際和解フェロシップ、アジア人権開発フォーラム、国際国連青年学生運動、Reseau International des Droits Humains(RIDH)、iuventum e.V.、Culturel Franco-Tamoul Bharathi センター協会、人間の運動行動(AHM)、開発と地域社会エンパワーメント協会、ジュビリー・キャンペーン

子どもの権利に関する丸一日の年次会議

テーマ: 子どもに悪影響を及ぼす格差と障害: 「持続可能な開発」に関する行動と提供の10年を通じた公約のフォローアップ

パネリストのステートメント

1. Najat Maalla M'jid 子どもに対する暴力に関する事務総長特別代表: 暴力と最も重要な危険の牽引力と子どもの保護要因は、「2030 アジェンダ」全体と矛盾している。流行病が勃発する前ですら、「持続可能な開発目標」に向けた進歩は不均衡であり、軌道に乗っていなかったが、COVID-19 は、今や限られた進歩さえも逆転させる恐れがある。世界保健機関は、法律は広く施行されているが、しばしば施行が不適切であることを発見した。丁度5分の1の国々が、国の行動計画が十分に資金提供され、測定できるターゲットと指標を含んでいると報告した。子どもの福利と発達のための予算の配分と包摂的な社会保護のみならずあらゆる形態の暴力からの子どもの保護のためのサービスの強化、最も脆弱な者に到

達し、誰も取り残さないことが、流行病からの回復のカギである。

2. Claudia 米州子ども機関の米州・カリブ海の子ども・思春期の若者通信員ネットワーク
会員：「持続可能な開発目標」を達成する際に直面する課題は、制度的バランスを生み出すこと、不平等と汚職に対処すること、基本サービスへのアクセスを保証すること、世界中の経済制度を改善して、特に教育・保健・平等を改善すること、アクセスできない人々を考慮しつつ、万人のための質の高い教育を保障することである。状況を改善するために、出席者たちは、子どもの未来を決定する文書の作成のためのすべての協議会に子どもをかかわらせ、世界の男児・女児・思春期の若者に知らせ、環境、教育、子どもと思春期の若者の福利のような重要な問題をアジェンダに乗せることができよう。出席している人々は、子どもが経験していることをじかに知って公約するだけでなくこれを現実のものにするべきである。

3. Benyam Dawit Nezmur 子どもの権利委員会委員：「持続可能な開発目標」と国際人権法と子どもの権利との間の関連性は、以前の「ミレニアム開発目標」の状況におけるよりも今ではより明確にされてきた。国々の報告の重荷を増すことは、既存のメカニズムのために避けるべきであり、一方国々は、政策への子どもの意味ある参画を保障しなければならない。「持続可能な開発目標」は経済的・社会的・文化的権利に関連しているだけでなく、市民的・政治的権利にも関連していることを理解することが国々にとって極めて重要である。子どもの貧困の多くの測定は、質を計ったり、量を計ったりすることが難しいかまたは不可能なものを犠牲にして、簡単に量を計ることのできる子どもの権利に重点を置いているという懸念がある。子どもへの投資を増やすことが、「持続可能な開発目標」を達成する行動の促進の中心になければならない。

4. Bruce Adamson スコットランド子ども青少年コミッショナー：幸運なことに、国際人権枠組みは、子どもが見過ごされることなく、取り残されることもないことを保障するためのツールを提供している。わくわくすることに、子ども、市民社会、私の事務所の何十年にもわたるキャンペーンに続いて、スコットランド議会は、今後数週間で、国連の「子どもの権利に関する条約」をスコットランドの国内法に完全に、直接的に組み入れることになる。「条約」が国内法となることと「持続可能な開発」が「国内業績枠組み」の中に入ることとの間の関連性は、スコットランドにおける人権にとって大きな可能性を生み出す。世界は、気候変動、反女性嫌い、反人種主義に関するその活動を通して、世界中で子どもの人権擁護者のリーダーシップを目の当たりにしてきた。このリーダーシップは、COVID 中及びその後の「持続可能な開発目標」の実現の重要な部分になるであろう。インパクト評価はすべてが万人のための持続可能な権利を尊重する世界を建設するので、子どもの権利が見過ごされることがないことを保障する合法的で体系的な意思決定の一部とならなければならない。

討論

発言者たちは、COVID-19 の危機が、どのくらい早く幼年期サービスが提供されるかを変革する機会を提供していると述べた。例えば、比較的小さな集団の規模と学生対教員の割合は、子どもたちが受ける関わりと注意を改善する手助けができ、その結果、交流の性質

を高めることができよう。2020年に、160億人の子どもたちがCOVID-19のために教育を奪われ、これが学校の閉鎖という結果となり、このようにして「持続可能な開発目標4」の効果的実施を妨げた。不平等に対処することができるためには、世界は、重複し、重なり合う形態の差別を含め、排除を明らかにする手助けをする厳格なデータ監視と収集と最も脆弱な状況にある子どもたちに届く対象を絞った措置を必要としている。気候危機に関しては、発言者たちは、場所によっては、増加する気候関連の災害によって子どもの生存権が脅かされているのみならず、海面上昇と極端な天候現象のために適切な水準の生活への権利が危険にさらされていると述べた。流行病の状況で、地域社会で暴力との闘いに子どもをどのように巻き込むかについてパネリストは見解を分かち合うことができるのか？

発言者たちは、ソーシャル・ディスタンスイングと学校の閉鎖のために、今日の子どもは、社会的スキルを身に着ける最も自然な方法を奪われていることを指摘した。この格差をどのように埋めることができるのか？今日の行事の概念メモの作者によってなされたように、子どもの権利の保護の原則を絶対的なものにまで引き上げたいという望みについて懸念を表明した者もあった。国連加盟国は、「持続可能な開発目標」の実施を国際的な子どもの権利法と基準にしっかりと埋め込むべきであり、誰も取り残さないという「2030アジェンダ」に対する歴史的取組を推進し、子どものための市民のスペースを可能にすることを保障し、子どものための教育と保護計画の進歩と投資を行い、安全で清潔で健全な環境への権利の正式の承認を支援するべきである。発言者たちは、国のカリキュラムを「性教育に関する国連国際技術ガイドライン」に沿わせるよう加盟国に要請した。これはすべての子どもと思春期の若者に、健全で情報を得た未来を築くに必要な価値とスキルを開発するために、科学的に正確で、権利に基づいた情報と教育を与えることになるであろう。

発言者：ラトヴィア(北欧バルティック諸国を代表)、バルバドス(カリブ海諸国共同体を代表)、カナダ(フランス語圏諸国を代表)、欧州連合、モンテネグロ、ハンガリー、ウクライナ、モルドヴァ共和国、マーシャル諸島、ガボン、韓国、国連人口基金、ブルガリア、東ティモール、ギリシャ、ブルキナファソ、ネパール、フィジー、スーダン、イスラエル、イラク、ロシア連邦、インドネシア、バーレーン、Edmund Rice 国際 Ltd.、子どもの権利コネクト、路上で暮らす子どもコンソーシアム、セイヴ・ザ・チルドレン・インターナショナル、プラン・インターナショナル Inc.、国際家族計画連盟

まとめ

1. Btuce Adamson: 子どもからのこんなに多くのステートメントを見てわくわくする。子どもたちは、市民社会や締約国からの代表者も指導している。これは高等弁務官が今朝要請した指導力を説明している。子どもたちは国内レベルでも国際レベルでも力強い役割を果たしている。これら子どもたちを支援し含めるためにさらに多くのことをしなければならない。国の説明責任に関しては、人権基準が、国内法に一層統合されるべきである。若い人々とその見解によって特徴づけられる長期的戦略を定めることが重要である。子どもたちは、支援計画にアクセスを得ておらず、これを覆すには権利に基づく取り組みが極めて重要である。

2. Benyam Dawit Mezmur: 「持続可能な開発目標」の実施に関連する好事例はしばしば、子どもの参画と関わりをめぐって回転する。コスタリカ、ドイツ、アイルランド共和国、アゼルバイジャン、セルビア及び「持続可能な開発目標」の子どもの参画と意識を改善することに重点を置いているその他の諸国による好事例をいくつか挙げたが----こういった例は、理事会や国際メカニズムからよりはむしろ国々から来ており、従って一層の協力がなければならない。子どもの人権擁護者たちは、国々によってほとんどが無視され、周縁化されている。「持続可能な開発目標」の実施には緊急感がなければならない。

3. Cludia: 子どもたちは、完全に幸せな幼年期を暮らすことができるその夢にふさわしい世界を夢見ている。女兒は女兒であり---母親ではなく、勉強するに値する。教育は犠牲にされてはならない。私は親友が学校で侮辱されたので、11歳でその活動を始めた。私は他の子どもたちと問題について話す許可を求め続け、その小さな行為の後で、私は子どもは学校を超えてたくさん抱えていることが分かった。私は、国の問題にもかかわらず、素晴らしい人びとを発見するチャンスがあったので、エクアドル出身であることを誇りに思っている。すべての子どもには夢があり、大人を賛美しているが、今は、子どもにも感情があり、社会のために闘う用意があるので、政策に子どもを含める時である。子どもたちは貢献したいと思っているので、子どもから学ぶよう代表者に要請する。

5. Najat Maalla M'Jid: Claudia のスピーチの力強い性質を強調し、この対話へのその他の子どもと若い人々の参加を歓迎する。意思決定プロセスに子どもをかかわらせることは重要であるが、子どものイニシアティブや考えを支援することも重要である。組織的に彼らをますます関わらせることが極めて重要である。流行病は、世界中で子どもの脆弱性を増してきたが、これら後退と闘うために、世界は、「持続可能な開発目標」を実施するために、子どもの権利の取り組みとジェンダーに配慮した取組が用いられることを保障する必要がある。信頼できるデータに基づいて、経済成長と人的資源への投資が必要とされる---子どもは経費ではなく投資である。

3月2日(火)午前、第16回会議

子ども買春・こどもポルノ・こどもの性的虐待資料を含めた子どもの売買と性的搾取に関する特別報告者との意見交換対話

提出文書

1. コロナウイルス病が子どもの売買と性的搾取に与えるインパクトに関する子どもの売買と性的搾取に関する特別報告者報告書(A/HRC/46/31)(翻訳は「公式文書」を参照)

2. 上記報告書付録、前任者 Maud de Boert-Buquicchio のガンビアへのミッション(A/HRC/31/Add.1)(翻訳は「公式文書」を参照)

報告書プレゼンテーション

Mama Fatima Singhateh 子どもの売買と性的搾取に関する特別報告者: 前任者 Maud de Boer-Buquicchio に感謝し、本報告書に2019年10月21日から29日までのガンビアへの彼女の国別訪問の報告書が添付されていることを伝える。COVID-19の流行は、脆弱な子

もたちの既存のあからさまな不平等をさらに悪化させてきた社会経済的危機を引き起こし、これが売買、人身取引、性的搾取と虐待の危険を増幅するという結果となっている。流行病は、性的搾取のパターンを変え、加害者はオンラインで子どもの性的虐待資料を作成し、普及し、消費するために活動している。子どもの虐待資料を求めている者によるオンラインの活動の増加は、屋内で過ごす時間が増えたために、すでに存在しているオンラインの性的搾取と子どものサイバーいじめの既存のパターンをさらに悪化させた。この恐ろしい傾向に直面して、多くの国々は、新しい、規模拡大した子どもの社会保護サービスを導入してきたが、多くの場所で、限られた財源と人的資源がみられる根強い課題が続いている。

COVID-19 の流行のような国の緊急事態または公衆衛生危機時に子どもの暴力、虐待、ネグレクト及び搾取の増加する危険を防止または緩和するために、災害が襲ってくる前ですら厳格な権利に基づく保護制度を政府は特に設置すべきである。被害者のための基本サービスに与える流行病のインパクトを評価するためのデータ収集と急速評価ツールの開発は必要事項である。子どもの参画は、流行病の最中とその後の、売買と性的虐待と搾取からの子どもの保護に関する意思決定プロセスと戦略の開発において奨励されなければならない。各国政府、国際・国内団体、企業並びに市民社会団体と世界的同盟の間の協力と協働は、売買、性的搾取、虐待からの子どもの保護においてすべて果たすべき役割があるので、奨励されなければならない。

当該国ステートメント: ガンビア: ガンビアは子ども保護アジェンダに関して重要な進歩を達成してきた。政府は懲役 20 年以下の懲罰で、子ども結婚と売春宿を禁止し、2020 年の第 4 四半期に、ジェンダー・子ども・社会福祉省は、子ども問題局を設立した。さらに、政府は、国連国際子ども緊急事態基金の支援を得て、国際責務との調和を求めて、2005 年の、「子ども法」を含め、既存の法律の大改正を始めた。長期的ビジョンは、ガンビアのすべての貧しい、脆弱な集団の生活を守る保護的で、防止的で、推進的で、変革的な措置を効果的に提供する包摂的で、統合された、包括的な社会保護制度を 2025 年までに設立することである。

意見交換対話

発言者たちは、子どもの売買と性的搾取の危険に対処するすべての努力において、ジェンダー平等を優先事項とするという点での好事例について尋ねた。彼らは、新しく出現した形態の技術のためのオンラインでの子どもの性的搾取と虐待の最近の前例のない急増を懸念と共に述べた。この否定的傾向を止め、この犯罪をなくすために、各国、インターネット会社、市民社会、国連の間の調整を強化することが極めて重要である。発言者たちは、オンラインでの暴力と子どもと 10 代の若者に対する犯罪の防止のための国内プログラムの創設、世界最大のインターネット会社によって開発された「オンラインの子どもの性的搾取と虐待と闘うための任意の原則」、及び子どもに対する性犯罪がかかわる事件を扱う特別裁判所の設立のような子どもの売買と闘うために各国政府によってとられた措置を強調した。

中間コメント

Mama Fatima Singhateh: 子どもの生活に変化を起こすには政治的意思がなければならず、

これと共に国内法とその実施に法律の組み入れが出てくる。予算の配分の公約も重要である。法律施行機関の設備と訓練を含め、これら政策の効果を確保するために、人的資源と設備の提供も重要である。法律施行機関、各国政府及び市民社会団体、特に地域社会を基盤とした NGO の間の協働が同様に重要である。ジェンダー平等に関しては、文化的価値を目的とした大量の意識啓発、女兒のエンパワーメント及び地域社会を基盤とした政策が何よりも重要である。各国政府は、オンラインの虐待に関して、子どもをオンラインで安全に保つための規制が確立されることを保障するために、民間の会社もかかわらせなければならない。

意見交換対話

発言者たちは、COVID-19 の流行とロックダウン期間が、全世界で学校閉鎖が 160 億人の子どもたちに悪影響を与えた状態で、子どもの脆弱性をさらに悪化させたと述べた。虐待的なオンライン資料の量は、子どもポルノのウェブサイトが流行病の初期の段階で交通量が増えたためにつぶれたので、その結果として世界中でかなり増加してきた。COVID-19 に関連した汚名と差別は、子どもをより脆弱にし、さらに新たな差別と虐待のベクトルを導入した。精神障害・身体障害を持つ子どもは、特別な注意と政府の増額された予算の配分を必要としている。発言者たちは、流行病からの回復で、政府が最も脆弱な子どもたちの声に耳を傾けることを保障できる方法について尋ねた。子ども結婚は、貧困の増加の結果として増えており、子どもたちは自分の性的健康と福利についてよりよい決定を下すようエンパワーされなければならない。民族的マイノリティの母集団の未成年の女兒は、当局がしばしば目を瞑っているため、子ども結婚の一層の危険にさらされている。

発言者: 欧州連合、デンマーク(北欧・バルティック諸国を代表)、ウルグアイ(諸国グループを代表)、国連子ども基金、イスラエル、オーストラリア、マレーシア、フランス、マルタ騎士団、フィリピン、リビア、ロシア連邦、アルメニア、イラク、インドネシア、ベルギー、インド、イラン、南アフリカ、ナミビア、ガボン、マルタ、パキスタン、エジプト、カメルーン、中国、アルジェリア、パラグアイ、レソト、ルクセンブルグ、フィジー、ボツワナ、英国、スーダン、南スーダン、ジョージア、国連ウイメン、ウクライナ、パナマ、米国、ヴェネズエラ、良き羊飼いの慈善聖母の会衆、HazteOir 協会団体、英連邦人権イニシアティブ、Associazione Comunita`apa Giovanni XXIII、路上で暮らす子どもたちのコンソーシアム、Edmund Rice 国際 Ltd.、ジュビリー・キャンペーン、カリタス・インターナショナル(国際カトリック慈善連合)、Il Cenacolo、中国人権開発財団、中国人権学研究所

まとめ

Mama Fatima Singhateh: COVID-19 のインパクトは、報告書の中で長々と対処された。地域社会の関わりを確保することは、効果的で対象を絞った介入の最も効率的な方法の一つである。一般の人々、特に虐待と搾取の被害者である場合の子どもに情報を提供するために立案された国の保健制度は、政府が提供するべき重要なサービスである。家庭でのオンライン学習は、インターネットにアクセスを持たない子どもが最も苦しむことを意味し、増加する貧困に加えて、ますます多くの子どもが学校から落ちこぼれるよう強制され、子ども

結婚に対してより脆弱になる。国々が子ども結婚法をより効果的に実施し、法律施行の能力構築を改善するよう奨励する。

3月2日(火)午後、第17回会議

食料への権利に関する特別報告者との意見交換対話

提出文書: 食料への権利に関する特別報告者報告書(A/HRC/46/33)

報告書プレゼンテーション: Michael Fakhri 食料への権利に関する特別報告者

意見交換対話: 欧州連合、パキスタン(イスラム協力機構を代表)、エクアドル(諸国グループを代表)、ロシア連邦、国連子ども基金、食料農業機関、ドイツ、北マケドニア、パレスチナ国、ヨルダン、マレーシア、フランス、モーリタニア、エクアドル、マルタ騎士団、トーゴ、アルメニア、リビア、イラク、インドネシア、モルディヴ、サウジアラビア、フィリピン、ヴェネズエラ、インド、モロッコ、イラン、南アフリカ、ナミビア、ノルウェー、エジプト、カメルーン、スイス、ネパール、ガーナ、中国、アンゴラ、ヴェトナム、エルサルバドル、レバノン、フィジー、スーダン、キューバ、バングラデシュ、世界食糧計画、ホーリーシー、ヴァヌアトゥ、アルジェリア、ジブティ、グアテマラ、カンボディア、シリア 欧州第三世界センター、Associazione Comunita Papa Giovanni XXIII、人権アドヴォケイツ Inc.、シーク人権グループ、FIAN インターナショナル、Al Mezan 人権センター、平和ブリゲード・インターナショナル、ハビタット・インターナショナル連合、Terra de Direitos、アジア太平洋女性リソース調査センター

まとめ: Michael Fakhri

白皮症の人々による人権の享受に関する独立専門家との意見交換対話

提出文書

1. 白皮症の人々による人権の享受に関する独立専門家報告書(A/HRC/46/32)
2. 上記報告書付録---ブラジルへの訪問(A/HRC/46/32/Add.1)

報告書プレゼンテーション: Ikonwosa Ero 白皮症の人々による人権の享受に関する独立専門家

当該国ステートメント: ブラジル

意見交換対話: 欧州連合、デンマーク(北欧・バルティック諸国を代表)、イスラエル、国連子ども基金、ポルトガル、インドネシア、セネガル、ヴェネズエラ、マレーシア、南アフリカ、ナミビア、ブルキナファソ、エジプト、カメルーン、中国、レソト、フィジー、ボツワナ、ジブティ、タンザニア連合共和国、国連ウイメン、ケニア、ナイジェリア、アンゴラ、パナマ、米国、ウガンダ

答弁権行使: アゼルバイジャン、サウジアラビア、アルメニア、ブラジル

3月3日(水)午前、第18回会議

障害者の権利に関する特別報告者との意見交換対話

提出文書: 2020年に行った活動と任期中のマンデートの夢の全体像に関する障害者の権利に関する特別報告者報告書(A/HRC/46/27)

報告書プレゼンテーション: Gerard Quinn 障害者の権利に関する特別報告者

意見交換対話: フィンランド(諸国グループを代表)、欧州連合、パキスタン(イスラム協力機構を代表)、リビア(アラブ諸国を代表)、エクアドル(諸国グループを代表)、国連子ども基金、カナダ、イスラエル、カタール、ブラジル、マレーシア、マルタ騎士団、フランス、リビア、エクアドル、ロシア連邦、イラク、インドネシア、セネガル、モルディヴ、アルメニア、マーシャル諸島、ヴェネズエラ、インド、イラン、ナミビア、ガボン、ブルキナファソ、マルタ、韓国、米国、タイ、エジプト、バーレーン、カメルーン、スペイン、中国、チリ、アルジェリア、アラブ首長国連邦、パラグアイ、モンテネグロ、アゼルバイジャン、コスタリカ、レソト、エルサルバドル、ポーランド、チャド、シエラレオネ、フィジー、ボツワナ、英国、エチオピア、スーダン、マラウイ、キューバ、ニュージーランド、バングラデシュ、コートイヴォワール、アイルランド、ジブティ、タンザニア、ジョージア、ブルガリア、国連難民機関、パナマ、コンゴ民主共和国、リヒテンシュタイン、エリトリア、モロッコ、カンボディア、南アフリカ、カナダ人権委員会、VIVAT 国際マイノリティ、権利グループ、人口開発アクション・カナダ、高齢者虐待防止国際ネットワーク、国際障害者同盟、ヘルプエイジ・インターナショナル、国際レズビアン・ゲイ協会、国際ユダヤ人弁護士法律家協会、欧州障害者フォーラム、南部青年団体

まとめ: Gerard Quinn 障害者の権利に関する特別報告者

外国の負債に関する独立専門家との意見交換対話

提出文書: 負債救済、負債危機防止及び人権: 貸付関連機関の役割に関する外国の負債及びその他の国家の国際財政責務がすべての人権、特に経済的・社会的・文化的権利の完全享受に与える影響に関する独立専門家の報告書(A/HRC/46/29)

報告書プレゼンテーション: Yuefen Li 外国の負債の影響に関する独立専門家

意見交換対話: カメルーン(アフリカ諸国を代表)、マレーシア、モーリタニア、リビア、エクアドル、ロシア連邦

3月3日(水)午後、第19回会議

白皮症の人々の人権の享受に関する独立専門家との意見交換対話(継続)

意見交換対話: 立ち上がる声、中国人権学協会、解放、Congres Juit mondial、Africaine pour la defense des droits de l'homme、世界 Barua 団体

まとめ: Ikponwosa Ero 白皮症の人々の人権の享受には関する独立専門家

文化的権利の分野での特別報告者との意見交換対話

提出報告書

1. COVID-19、文化及び文化的権利に関する文化的権利の分野での特別報告者報告者 (A/HRC/46/34)

2. 上記報告書付録---チュヴァルへの訪問(A/HRC/46/34/Add.1)

報告書プレゼンテーション: Karima Bennouna 文化的権利の分野での特別報告者

意見交換対話: 欧州連合、ノルウェー(北欧・バルティック諸国を代表)、リビア(アラブ諸国を代表)、イスラエル、マレーシア、フィリピン、エクアドル、ロシア連邦、イラク、インドネシア、ギリシャ、サウジアラビア、アルメニア、マーシャル諸島、ヴェネズエラ、インド、モロッコ、イラン、南アフリカ、パキスタン、米国、エジプト、ペルー、カメルーン、ネパール、中国、アルジェリア、アゼルバイジャン、ヴェトナム、エルサルヴァドル、シリア、フィジー、ボツワナ、キューバ、キプロス、ジョージア、国連教育科学文化機関、カンボディア、ヴァヌアトゥ、国際教育と教育の自由への権利団体、国際ヒューマニスト倫理連合、国際 PEN、シーク人権グループ、Comision Mexicana de Defensa y Promocion de los Derechos Humanos、Asociacion Civil、中国チベット文化保存開発協会、外国との友好中国人民協会、Promotion du Developpement Economique et Social、世界ムスリム会議、南部青年団体、英国ヒューマニスト協会、慈善活動 Al Baraem 協会、中国人権開発財団

まとめ: Karima Bennouna 文化的権利の分野での特別報告者

安全で清潔で健全で持続可能な環境の享受に関連した人権責務の問題に関する特別報告者との意見交換対話

提出文書: 人権と世界的水危機: 水の汚染、水の欠乏、水関連の災害に関する安全で清潔で健全で持続可能な環境の享受に関連する人権責務の問題に関する特別報告者報告書 (A/HRC/46/28)

報告書プレゼンテーション: David R. Boyd 人権と環境に関する特別報告者

意見交換対話: フィンランド(諸国グループを代表)、欧州連合、カメルーン(アフリカ・グループを代表)、コスタリカ(諸国グループを代表)、ジャマイカ(諸国グループを代表)、モナコ、食料農業機関、国連子ども基金、ドイツ、パレスチナ国、マレーシア、フランス、スロヴェニア、トーゴ、フィリピン、リビア、エクアドル、ロシア連邦、イラク、インドネシア、セネガル、モルディヴ、サウジアラビア、アルメニア、マーシャル諸島、ヴェネズエラ、モロッコ、インド、ナミビア、ガボン

答弁権行使: アルメニア、インドネシア、アゼルバイジャン

3月4日(木)午前、第20回会議

外国の負債に関する独立専門家との意見交換対話(継続)

意見交換対話: インドネシア、モルディヴ、マーシャル諸島、ヴェネズエラ、イラン、南

アフリカ、パキスタン、エジプト、カメルーン、中国、チャド、フィジー、ボツワナ、エチオピア、スーダン、キューバ、ホーリーシー、アンゴラ、チュニジア、カリタス・インターナショナル(国際カトリック慈善連合)、人口開発アクション・カナダ、Justica Global、人権アドヴォキッツ Icn.、中国グローバル化センターLtd.、中国人権学協会、世界 Barua 団体

まとめ: Yuefen Li 外国の負債の影響に関する独立専門家

宗教または信念の自由に関する特別報告者との意見交換対話

提出文書: 宗教または信念に基づく差別と不寛容を撤廃するためにイスラム嫌悪症/反ムスリムとの闘いに関する宗教または信念の自由に関する特別報告者報告書(A/HRC/46/30)

報告書プレゼンテーション: Ahmad Shaheed 宗教または信念の自由に関する特別報告者

意見交換対話: カナダ、欧州連合、パキスタン(イスラム協力機構を代表)、フラジル(諸国グループを代表)、アイスランド(北欧・バルティック諸国を代表)、リビア(アラブ諸国を代表)、カタール、イスラエル、ギリシャ、ヨルダン、マレーシア、スロヴェニア、パレスチナ国、フランス、マルタ騎士団、トーゴ、リビア、ロシア連邦、イラク、インドネシア、サウジアラビア、アルメニア、オランダ、ヴェネズエラ、インド、モロッコ、イラン、マルタ、米国、エジプト、バーレーン、セネガル、カメルーン、ネパール、アルジェリア、中国、クロアチア、アルバニア、アラブ首長国連邦、ウクライナ、アゼルバイジャン、イタリア、ポーランド、レバノン、シエラレオネ、フィジー、英国、スーダン、キューバ、トルコ、バングラデシュ、アイルランド、ジョージア、朝鮮民主人民共和国、スリランカ、エリトリア、世界ユダヤ人会議、全世界キリスト教徒連帯、国際和解フェローシップ

3月4日(木)午後、第21回会議

安全で清潔で健全で持続可能な環境の享受に関する人権責務の問題に関する特別報告者との意見交換対話(継続)

意見交換対話: スイス、韓国、パキスタン、米国、エジプト、ペルー、カメルーン、スペイン、ネパール、アルジェリア、ウルグアイ、オーストリア、中国、アゼルバイジャン、ルクセンブルグ、フィジー、ボツワナ、エチオピア、英国、スーダン、キューバ、キプロス、バングラデシュ、コートイヴォワール、パナマ、ジブティ、ジョージア、ケニア、国連教育科学文化機関、ウクライナ、チリ、モーリシャス、エルサルヴァドル、シエラレオネ、フランスカン・インターナショナル、経済的・社会的・文化的権利世界イニシアティブ、普遍的権利グループ、母親が大事、Earthjustice, VIVAT インターナショナル、ルーテル世界連盟、法的援助とカウンセリングのための女性センター、アジア太平洋女性リソース調査センター、Conselo Indigenista Missionario

まとめ: David R.. Boyd 人権と環境に関する特別報告者

対テロ中の人権と基本的自由の推進と保護に関する特別報告者との意見交換対話

提出文書: 対テロと暴力的過激主義と慣行との闘いが女性・女兒・家族に与える人権インパクトに関する対テロ中の人権と基本的自由の推進と保護に関する特別報告者報告書 (A/HRC/46/36)

報告書プレゼンテーション: Fionnuala Ni Aolain 対テロ中の人権と基本的自由の推進と保護に関する特別報告者

意見交換対話: ベルギー(諸国グループを代表)、欧州連合、メキシコ(ラ米諸国を代表)、デンマーク(北欧・バルティック諸国を代表)、カタール、国連児童基金、フランス、フィリピン、リビア、ロシア連邦、モーリタニア、イラク、セネガル、ギリシャ、モルディヴ、スイス、インドネシア、アルメニア、ヴェネズエラ、カザフスタン、モロッコ、イラン、インド、ブルキナファソ、マルタ、パキスタン、米国、エジプト、カメーン、マレーシア、中国、シリア、フィジー、英国、アラブ首長国連邦、キューバ、ナイジェリア、アフガニスタン、バングラデシュ、シンガポール、アイルランド、パナマ、ジョージア、国連ウィメン、チュニジア、スーダン、第 19 条---国際検閲禁止センター、Ensemble contre la Peine de Mort、欧州良心の自由のための協会と個人のための調整、脅威にさらされる諸国民協会、アジア太平洋女性法律開発フォーラム

答弁権行使: アルメニア、中国、ブラジル、アゼルバイジャン

3月5日(金)午前、第22回会議

宗教と信念の自由に関する特別報告者との意見交換対話(継続)

意見交換対話(継続): Federatie van Nederlandse Verenigingen tot integratie Van Homoseksualitet---COC オランダ、欧州良心の自由のための協会と個人の調整、英国ヒューマニスト協会、世界福音同盟、普遍的権利グループ、Freemuse---音楽と検閲世界フォーラム

まとめ: Ahmad Shaheed 宗教または信念の自由に関する特別報告者

対テロ中の人権と基本的自由の推進と保護に関する特別報告者との意見交換対話(継続)

意見交換対話(継続): モロッコ、アムネスティ・インターナショナル、国際 PEN、Freemuse---音楽と検閲世界フォーラム、世界拷問禁止団体、弁護士の人権監視機構カナダ
まとめ: Fionnuala Ni Aolain 対テロ中の人権と基本的自由の推進と保護に関する特別報告者

議事進行異議申し立て: イラン

人権擁護者の状況に関する特別報告者との意見交換対話

提出文書

1. 人権擁護者の殺害の脅しと殺害に関する人権擁護者の状況に関する特別報告者報告書 (A/HRC/46/35)

2. 上記報告書付録---ペルーへの訪問(A/HRC/46/35/Add.2)

報告書プレゼンテーション: Mary Lawlor 人権擁護者の状況に関する特別報告者

当該国ステートメント: ペルー

意見交換対話: ホンデュラス、欧州連合、アイスランド(北欧・バルティック諸国を代表)、ベラルーシ(諸国グループを代表)、リヒテンシュタイン、カナダ、ドイツ、ブラジル、パレスチナ国、オーストラリア、スロヴェニア、フランス、フィリピン、モーリタニア、リビア、エクアドル、ロシア連邦、イラク、インドネシア、スイス、サウディアラビア、アルメニア、コロンビア、オランダ、マーシャル諸島、ヴェネズエラ

3月5日(金)午後、第23回会議

決定の採択

会議を中断しようという動議に対して、賛成9票、反対31票、棄権9票で、動議を否決し、会議は継続されることになった。

『障害者の権利に関する条約』の第30条の下でのスポーツへの参加」というテーマに関する障害者の権利に関する年次意見交換討議

開会ステートメント: Michelle Bachelet 人権高等弁務官

パネリストによるステートメント

1. Gerard Quinn 障害者の権利に関する特別報告者
2. Rita Van Driel 国際パラリンピック委員会理事
3. Jaime Cruz Juscamaita 包摂インターナショナル
4. Dodour Almeer 2022年 FIFA ワールドカップ実行遺産最高委員会理事

意見交換対話: マレーシア(東南アジア諸国連合を代表)、リトアニア(北欧・バルティック諸国を代表)、グアイアナ(ジュネーブ・カリブ海共同体を代表)、メキシコ(ラ米諸国を代表)、タイ(諸国グループを代表)、バーレーン(湾岸協力会議を代表)、欧州連合、イスラエル、ギリシャ、モナコ、モーリタニア、ブラジル、フランス、マルタ騎士団、マーシャル諸島、ウガンダ、ブルガリア、セルビア、ジャマイカ、ヴァヌアトゥ、国連子ども基金、エジプト、インド、ヴェトナム、モロッコ国内人権会議、女性調査センター、国際障害者同盟、GANHRI 作業部会---国内人権機関世界同盟、アジア太平洋リソース、Associazione Comnita Papa Giovanni XXIII、人口開発アクション・カナダ、シーク人権グループ、Prahar

まとめ: Gerard Quinn, Rita Van Driel, Jaime Cruz Juscamaita, Dodour Almeer

3月8日(月)午前、第24回会議

国際女性の日

ステートメント

1. Nazhat Shameem Khan 人権理事会議長: いたるところで女性の権利を支持し保護する

ことにコミットしている出席者全員を激励する。国際女性の日は、いたるところの女性のエンパワーメントの継続中の旅において、遂げられた進歩と学んだ教訓を評価するために立ち止まる時である。今日、COVID-19の流行が女性、特に通報されない虐待と暴力の暗い数字を構成している女性、重なり合う形態の差別のために特に脆弱である女性、この理事会と協力している女性に与えるインパクトを振り返って見る時でもある。これは、その作業、その業績、その旅を祝する日である。女性として、そして太平洋の女性として、人権理事会でこの日を記念することを特に名誉に思う。

2. Michelle Bachelet 人権高等弁務官: 理事会の国際女性の日の記念に参加できてうれしく思う。女性、特に周縁化された、差別された集団に属している女性は、何世代にもわたって彼女たちを排除し、そうし続けてきた社会的・政治的・経済的モデルと制度のために、流行病によって最もひどい打撃を受けている者たちの中にあつた。今こそこれを変える時である。政治における女性の代表者数が、社会保護へのさらな投資と環境と気候正義へのさらなる重点という結果となったことを証拠が示しているが、一方、民間セクターの指導部にさらに多くの女性がいることが、より良い企業業績に繋がっていることも証拠が示している。しかし、理事会の高官セグメント中の発言者のわずか約22%が女性であり、COVIDの回復タスク・フォースからも女性の姿は大きく欠けていた。これは関心の欠如のためではなく、差別によるものである。排除のサイクルを断ち切るために特別な行動が取られなければならない。女性と女児のますます増えるアクティビズムに基づいて、よりリ公正で、包摂的で、正しい流行病後の社会が生み出されなければならない。

3. メキシコ(諸国グループを代表): 実体的なジェンダー平等の達成は、最大の人権課題の一つである。女性と女児は、しばしば、重複し重なり合う形態の差別に直面し、流行病によって不相応に悪影響を受けてきた。女性は、地域社会を動かし続け、流行病への対応においてカギとなる役割を果たしている。彼女たちは、世界的に保健と社会セクターの70%を代表している。国々は、彼女たちを助けるために賃金格差を減らさなければならない。女性と女児の権利は、特に性と生殖に関する権利に巻き戻しと闘うために、より多くの関心と資金を必要としている。流行病に対する唯一の効果的対応は、ジェンダーの視点を持つものであり、ジェンダーに対応した回復を促進するものである。危機は、歴史的で構造的な欠陥に対処する機会であり---人権理事会は、フェミニストの声が聞かれるスペースでなければならない。

4. 婦人国際平和自由連盟(共同声明で): 2021年に女性と女児が直面している最も緊急を要する2つの脅威: 深く絡みあった経済的府政と環境破壊の問題に関して、直ちに行動を取るようすべての各国政府に要請する。ネオ・リベラルな経済政策には一つの論理的根拠がある、つまり何をおいても金融的利益の露骨で下品な追求である。結果は、富める者と貧しい者との間の絶えず広がる格差であり、COVID-19のワクチン、性と生殖に関する健康サービス、教育及び地域社会資源を含め、保健ケアにアクセスするために人々がもがく時の権利の否定、及び天然資源の破壊---これは代わって、気候変動が最も貧しい個人と地域社会に与えるインパクトを促進する---である。各国政府は、経済的不正と環境破壊

が女性と女兒、人間性及び惑星に与える広範なインパクトに対処する即座の行動を取らなければならない。

人権擁護者の状況に関する特別報告者との意見交換対話(継続)

意見交換対話: ベルギー、イラン、ナミビア、ブルキナファソ、ノルウェー、マルタ、パキスタン、米国、カメルーン、スペイン、中国、チリ、クロアチア、ウルグアイ、アルバニア、オーストリア、メキシコ、モンテネグロ、コスタリカ、キルギスタン、イタリア、ポーランド、チャド、ルクセンブルグ、フィジー、ボツワナ、英国、シエラレオネ、キューバ、アフガニスタン、コートイヴォール、アイルランド、ジョージア、国連ウイメン、チェコ共和国、タンザニア、エジプト、ペルー、米州機構、国内人権機関世界同盟、世界拷問禁止団体、国際人権サービス、米国法律家協会、Associacao Brasileira de Gays, Lesbicas e Transgeneros, Conselho Indigenista Missionario CIMI、カイロ人権学研究所、平和ブリゲード・インターナショナル、コロンプア法律家委員会、青年とセクシュアリティ Stichting CHOICE、Terra de Direitos

まとめ: Mary Lawlor 人権擁護者の人権に関する特別報告者

答弁権行使: スリランカ、ブルキナファソ、イスラエル

拷問及びその他の残酷かつ非人間的または懇意を落とす扱いまたは懲罰に関する特別報告者との意見交換対話

提出文書

1. 拷問及びその他の残酷かつ非人間的または品位を落とす扱いまたは懲罰には関する特別報告者報告書(A/HRC/46/26)

2. 上記報告書付録---モルディヴへの訪問(A/HRC/46/26/Add.1)

報告書プレゼンテーション: Nils Melzer 拷問及びその他の残酷かつ非人間的または品位を落とす扱いまたは懲罰に関する特別報告者

当該国ステートメント: モルディヴ

意見交換対話: 欧州連合、デンマーク(北欧・バルティック諸国を代表)、チリ(諸国グループを代表)、パレスチナ国、フランス、リビア、エクアドル、ロシア連邦、モーリタニア、イラク、インドネシア、スイス、ベルギー、アルメニア、**日本**、ヴェネズエラ、イラン、ナミビア、ブルキナファソ、パキスタン、米国、カメルーン、マレーシア、ガーナ、中国、パラグアイ、ウクライナ、アゼルバイジャン、フィジー、ボツワナ、英国、スーダン、ドイツ、キューバ、アフガニスタン、南スーダン、ジョージア、フィリピン、チェコ共和国、キプロス、エジプト、南アフリカ、モロッコ国立人権会議、アルメニア人権擁護者事務所

3月8日(月)午後、第25回会議

子どもに対する暴力に関する事務総長特別代表との意見交換対話

提出文書: 暴力からの子どもの自由を守り、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」を推進

し、COVID-19の流行が子どもの保護と福利に与える長期的インパクトからの子どもの自由を保護する努力の全体像に関する子どもに対する暴力に関する事務総長特別代表の年次報告書(A/HRC/46/40)(翻訳は「公式文書」を参照)

報告書プレゼンテーション: Najat Maalla M'Jid 子どもに対する暴力に関する事務総長特別代表: 課題が多かった昨年1年にわたって、変革の橋渡し、触媒として私のマンデートの役割を利用した。「持続可能な開発目標」の実施と監視プロセスの横断的テーマとして、子どもに対する暴力にさらに注意を向けるよう奨励するために加盟国と協力してきた。私は、加盟国のために子どもに配慮した包摂的で任意の国内見直しに関するガイダンスを開発してきた。さらに、私のマンデートは、有望な慣行と残る課題も強調して、昨年提出された任意の国の分析的見直しを生み出した。この作業を土台として、今年国の任意の見直しを提出しているすべての国々に手を伸ばし、国連国別チームと協力してガイダンスと支援を提供した。私は、子どもに対する暴力をなくすことに向けて国連システム全体にわたって調整され、統合された取り組みを保障するために活動し、子どもに対する暴力に関する国連機関間作業部会を再活性化し、委員を拡大してきた。

今年、COVID-19の流行を特徴とし、子どもとその権利、特に最も脆弱な子どもにとって短期・中期・長期的な破壊的結果を及ぼすであろう。しかし、COVID-19流行前ですら、進歩は不均であり、2020年の「持続可能な開発目標報告書」によって強調されたように、世界は2030年までに「持続可能な開発目標」に応える軌道には乗っていない。昨年の子どもの暴力防止に関する「世界状態報告書」は、流行病の前に直面した仕事の規模を示してきた。つまり、2歳から4歳までの子どもの4人に約3人までが、そのケア提供者による暴力的なしつけを定期的に経験していた。包括的な社会保護制度の安定した土台に基づいて、子どもの保護、健康---精神衛生も含む---、教育、社会福祉及び司法セクターは、ともに密接に協力しなければならない。説明責任を保障するために、強力で効果的なデータ収集と監視制度が、見過ごされている子どもたちと防止保護サービスの格差を明らかにするために設置されなければならない。全世界で、子どもと若者は、子どもに対する暴力と流行病のインパクトに対処するための行動をすでに起こしている。COVID-19の流行は、子どもがその安全と福利に関して行動を形成する手助けをする機会を生み出してきた。

意見交換対話: 発言者たちは、COVID-19の流行で、ドメスティック・ヴァイオレンスの増加のような、子どもの保護と福利に与える影響が、「持続可能な開発目標」の達成を遅らせることに繋がってきたことで合意した。この結果に関する世界的データはすで利用できるのだろうか? 集団的努力を倍増する時である。つまり、発言者たちは、「持続可能な開発目標」に向けた進歩がすでに遅いので、流行病がすでに悪い状況をさらに悪化させたと述べた。子どもたちはテーブルに席がなければならず---彼らには立派な考えがあるのみならず、その課題に対する解決策の一部となるだけの価値があり、流行病の主たる犠牲者となってはならない。発言者たちは、この時期に家族と子どもたちへの心理社会援助の必要性が増していることを強調し、流行病の影響と闘うために立案された、いくつかの

国の措置を概説した。両親と家族は、子どもの調和した発達を保障するために存在していなければならない、子どもに対する暴力を防止する際に重要な役割を有している---これを認めることは、子ども自身の意見を却下するものではない。学校の閉鎖とオンライン学習の重要性を仮定すれば、デジタル格差は子どもに膨大なインパクトを与える。

発言国: 欧州連合、リトアニア(北欧・バルティック諸国を代表)、カメルーン(アフリカ諸国を代表)、モナコ、ドイツ、カタール、イスラエル、ヨルダン、国連子ども基金、マルタ騎士団、リビア、ロシア連邦、トーゴ、フィリピン、モーリタニア、インドネシア、エクアドル、アルメニア、ベルギー、マーシャル諸島、ヴェネズエラ、モロッコ、イラン、南アフリカ、ナミビア、マルタ、米国、エジプト、マレーシア、ガーナ、アルジェリア、クロアチア、ウルグアイ、オーストリア、中国、パラグアイ、モンテネグロ、アゼルバイジャン、イタリア、シエラレオネ、フィジー、英国、キューバ、南スーダン、パナマ、タンザニア、ジョージア、ブルガリア、国連ウィメン、ケニア、東ティモール、チャド、キプロス、テュニジア、ブルキナファソ、ジャマイカ、オーストラリア法律会議、子ども擁護インターナショナル Terre Des Hommes Federation Internationale、Edmund Rice インターナショナル Ltd.、ありがとうインターナショナル、路上で暮らす子どもコンソーシアム、ルーテル世界連盟、国際ヒューマニスト倫理連合、欧州法律司法センター、中国 Soong Ching Ling 財団

まとめ: Najat Maalla M'jid: COVID-19 の流行は、既存の社会的不平等、社会的格差及び子どもに対する暴力を強化し、拡大した。流行病の社会経済的インパクトは、多くの子どもたちを危険にさらしている。

統計に関しては、40%から70%のドメスティック・ヴァイオレンスの通報の増加が、専門のヘルプラインを持つ国々で見られた。数字は、責めたり、格付けするためのものではない---これは最も脆弱な人々に届いて、監視とフォローアップのための重要なツールである。もし世界が未来の世代を助けたいと思うならば、子どもを解決策の一部であると考へ、今権利に投資することが重要である。私は、地域の市民社会の団体のみならず、地域の国家間の団体を含めた地域の団体と密接に協力している。刑事責任免除と汚職と闘うことが、子どもがたやすくアクセスできる司法を実施することと同様にカギである。COVID-19 中に拘束から子どもを釈放することは、よい手段であるが、釈放を適切に管理し計画することが重要である。家族と地域社会は、エンパワーされなければならない、多からこそ特別報告者は社会保護を推し進めているのである。

子どもと武力紛争のための総長特別代表との意見交換対話

提出文書: 重大な侵害をなくし、防止し、武力紛争の悪影響を受けている子どもの保護を強化する際の課題の探求に関する子どもと武力紛争に関する事務総長特別代表の報告書 (A/HRC/46/39)(翻訳は「公式文書」を参照)

報告書のプレゼンテーション: Virginia gamba 子どもと武力紛争に関する事務総長特別代表: 子どもに対する重大な侵害の数は、国際人道法、国際人権法及び子どもの権利に対する尊重が侵食しており、依然として受け入れがたいほどに多い。大変に懸念されるのは、

子どもの誘拐事件の増加であった。この侵害は、人道アクセスの否定に関する数は依然として高いままであるが、レイプ、学校と病院への攻撃を含め、性暴力と共に、前年度に対して減少よりもむしろ増加がみられた。ほとんどの侵害は、COVID-19の流行を背景として起こった。COVID-19の流行を抑えようとする制限措置は、しばしば子どもに逆効果を与え、紛争当事者と関わる機会を減らし、被害者との面会を遅らせることにより、被害者に対する重大な侵害をなくし防止するために重要な作業を行う国連の能力に悪影響を及ぼした。

根強い、新たな課題にもかかわらず、重大な侵害をなくし防止するために重要な進歩が移行司法の領域を含め、昨年達成された。包摂的で、年齢にふさわしい、ジェンダーに配慮した移行司法プロセスと平和構築が、紛争の悪影響を受けた男児と女児の再統合の基本的部分であり、暴力のサイクルを断ち切るカギであることを想起することが重要である。現地の同僚による監視努力を支援するために、私の事務所は、現在、世界の4つの地域で開催された監視と通報に関する国別タスク・フォースとの地域ワークショップに関する報告書を開発している。国連平和活動と特別政治ミッション、並びに国連子ども基金の国別事務所及び国連難民機関のようなその他の関連パートナー、及び武力紛争の状況での国連駐在コーディネーター事務所の十分に訓練を受けた専門の献身的な子ども保護顧問が、子どもと武力紛争のマンデートが効果的であることを保障することの中心である。

意見交換対話: 特に発言者たちは、紛争状況にある子どもたちの増加する脆弱性に関して懸念を表明して、重大な侵害を監視する際の Ms. Gamba とその事務所の継続する作業を推奨した。病院と保健ワーカーに対する攻撃は、流行病の状況を仮定すれば、特に恐ろしいものであった。現在の制限は、どのように特別代表の作業に悪影響を及ぼしたのだろうか? 発言者たちは、学校が閉鎖された状態で、子どもたちは武装軍に徴兵されることに対してより脆弱であり、学校が閉鎖されている時でさえ、軍が学校にいることが抑制されることを保障しなければならないと述べた。紛争中の子どもに対する継続する性暴力と武装集団と国の安全保障の罪に関連する子どもの拘束の増加も深く懸念される。発言者たちは、特別代表が、子どもと武力紛争に関する国連システムの様々な努力を調和させる際の包括的で包摂的な様態を認めた。様々な発言者が、子どもの権利の重大な侵害を犯した当事者のリストを正確に更新し続けることの重要性を提起した。子ども保護制度を武力紛争の悪影響を受けている子どもがもっと広く利用できるようにするために何ができるのであろうか?

発言者: エストニア(北欧・バルティック諸国を代表)、欧州連合、カメルーン(アフリカ諸国を代表)、ベルギー(諸国グループを代表)、アルゼンチン(諸国グループを代表)、イスラエル、国連子ども基金、マルタ騎士団、スロヴェニア、リビア、フランス、フィリピン、イラク、スイス、インドネシア、サウジアラビア、ヴェネズエラ、米国、モロッコ、ベルギー

答弁権行使: ブラジル、インドネシア、サウジアラビア、南スーダン、アゼルバイジャン、アルメニア、イラン

3月9日(火)午前、第26回会議

拷問及びその他の残酷かつ非人間的または品位を落とす扱いまたは懲罰に関する特別報告者との意見交換対話(継続)

意見交換対話: Conectas Directos Humanos、英連邦人権イニシャティヴ、脅威にさらされる諸国民協会、ヘルシンキ人権財団、Comision Mexicana de Defensa y Promocion de los Derechos Huanos、市民協会、世界拷問禁止団体、コロンビア法律家委員会、Centro de Apoio aos Direitos Humanos "Valdicio Barbosa dos Santos"、国境なき報道者インターナショナル、欧州良心の自由協会個人調整

まとめ: Nils Melzer 拷問その他の残酷、非人間的、または懇意を落とす扱いまた懲罰に関する特別報告者

開発への権利を含めた人権、市民的・政治的・経済的・社会的・文化的権利の推進と保護に関する一般討論

提出文書

1. すべての国々における経済的・社会的・文化的権利の実現の問題に関する事務総長報告書(A/HRC/46/43)

2. 働く権利の実現と障害者によるすべての人権の享受との間の関係に関する高等弁務官報告書(A/HRC/46/47)

3. 人権理事会決議9/8を実施するために取られた措置と人権条約制度の効果、調和及び改革をさらに改善するための勧告を含め、実施に対する障害に関する事務総長報告書(A/HRDC/46/25)

4. 特別手続きの結論と勧告に関する事務総長報告書(A/HRC/46/24)

5. 拷問被害者のための国連任意基金に関する事務総長報告書(A/HRC/46/41)

6. 「拷問及びその他の残酷かつ非人間的または品位を落とす扱いまたは懲罰に反対する条約の選択議定書」によって設立された特別基金に関する事務総長報告書、

7. 国籍・民族・宗教・言語マイノリティに属する人々の権利に関する報告書(A/HRC/46/44)

8. 行方不明の人々に関する事務総長報告書(A/75/306)

9. 宗教または信念に基づく不寛容、否定的固定観念化、汚名、差別、暴力のそそのかし及び対人暴力との闘いに関する高等弁務官報告書(A/HRC/46/67)

報告書のプレゼンテーション: Peggy Hicks 人権高等弁務官事務所テーマ別関わり、特別手続き及び開発への権利部長

提出文書

10. 人権と「持続可能な開発 2030 アジェンダ」に関する対話と協力のための第3回会機間会議報告書(A/HRC/46/48)

報告書のプレゼンテーション: Rongvudhi Virabutr タイ代表表部次席大使

提出文書

11. 人権に関する多国籍企業とその他の企業に関する無期限政府間作業部会第6回会期に関する報告書(A/HRC/46/73)

報告書プレゼンテーション: Emilio Rafael Izouierdd Mino 人権に関する多国籍企業及びその他の企業に関する作業部会議長・報告者

一般討論: オランダ(諸国グループを代表)、モルディヴ(諸国グループを代表)、オランダ(ベルギー、ルクセンブルグも代表)、ポルトガル(欧州連合を代表)、パキスタン(イスラム協力機構を代表)、中国(諸国グループを代表)、チリ(諸国グループを代表)、アゼルバイジャン(非同盟運動を代表)、シリア(諸国グループを代表)、メキシコ(諸国グループを代表)、バハマ(諸国グループを代表)、バングラデシュ(諸国グループを代表)、オーストラリア(諸国グループを代表)、アラブ首長国連邦(諸国グループを代表)、ジョージア(諸国グループを代表)、イラク(諸国グループを代表)、マレーシア(諸国グループを代表)、ポーランド(諸国グループを代表)、デンマーク(諸国グループを代表)、カナダ(諸国グループを代表)、フランス、アルメニア、ヴェネズエラ、インドネシア、ロシア連邦、日本、ナミビア、パキスタン、インド、カメルーン、ネパール、中国、ボリヴィア、フィジー、スーダン、キューバ、フィリピン、マーシャル諸島、湾岸協力会議、国連環境計画(国連諸機関を代表)、食料農業機関、ヨルダン、ギリシャ、エクアドル、スウェーデン、朝鮮民主人民共和国、南アフリカ、イラン、シンガポール、アルジェリア、国連人口基金、アゼルバイジャン、モンテネグロ、マルタ騎士団、ウガンダ、エチオピア、ナイジェリア、オマーン、ジョージア、国連ウイメン、エジプト、クロアチア、米国、チャド、ニジェール、ルワンダ、チュニジア、アルゼンチン Defensoria del Pueblo de la Nacion、インド国内人権委員会、中国人権開発財団

3月9日(火)午後、第27回会議

子どもと武力紛争のための事務総長特別代表との意見交換対話(継続)

意見交換対話: 発言者たちは、紛争地域に居住している子どもたちは、最も取り残されていると述べて、継続する関わりに対して特別代表に感謝を表明した。平和な定住地は、子どものニーズに応えなければならず、子ども兵士を再統合するための教育プログラムが必要である。占領下または武力紛争の中で暮らしている子どもの状況に注意を引いて、発言者たちは、子どもの徴兵の防止を含めた防止に重点を置くよう特別代表に要請した。

COVID-19の流行が、紛争の悪影響を受けている子どもたちが直面している課題をさらに悪化させたと述べて、発言者たちは、世界的休戦のための国連事務総長の呼びかけを支持し、敵対行為を即座に効果的に停止するようとのすべての紛争当事者に対する特別代表の勧告を繰り返した。紛争から立ち直った国々は、移行司法プロセス、特に子どもの社会への再統合を促進する和解と説明責任プロセスに子どもを含めるべきである。

特別代表は、紛争当時国のリストを作成したり、リストから外したりするための取り組みの国連内部での見直しに関する最新情報を提供できるのだろうか? 発言者たちは、不発

弾や地雷やその他の危険な戦争の残留物が子どもに与えるインパクトを分析するよう彼女を奨励した。政治的配慮よりはむしろ、国連監視通報メカニズムによって収集され、検証された証拠に基づくべきである事務総長の子どもと武力紛争に関する年次報告書の加害者のリストの信憑性を取り戻すことが最も重要である。武装行為者との女兒の関連性に関するデータの欠如は、この問題の曲解を助長し、特別代表は、武力紛争における子どものジェンダーの側面に関して、国別チームが適切に能力を与えられ、資金も与えられることを保障する実体的努力にコミットするべきである。発言者たちは、アフリカ系の子どもたちに対する警察の死を招くような暴力の問題の根深さと深まりに注意を引いた。

発言者: アルメニア、イラン、ナミビア、マルタ、パキスタン、カザフスタン、エジプト、カメルーン、スペイン、マレーシア、中国、アゼルバイジャン、シリア、イタリア、ポーランド、ルクセンブルグ、フィジー、英国、スーダン、ナイジェリア、アフガニスタン、南スーダン、アイルランド、パナマ、ジョージア、ウクライナ、アルジェリア、コンゴ民主共和国、スリランカ、チャド、コロンビア、ニジェール、テュニジア、パレスチナ国、モロッコ国内人権会議、セイヴ・ザ・チルドレン・インターナショナル、ブラン・インターナショナル Inc.、パレスチナ人機関センターLtd.、子ども擁護インターナショナル、Justica Global、NGO 調査機関、北京子ども法的支援調査センター、Promotion du Developpement Econnomique et Social---PDES、Il Cenacolo、次世紀財団

まとめ: Virginia Gamba 子どもと武力紛争のための事務総長特別代表: 私の事務所の作業を支援するために、国々は、「パリ原則」の批准の推進を支援し、国連捜査機構内の子どもに対する侵害に維持される注意が払われることを保障し、子どもに特定した専門知識を持つ職員の募集を提唱し、子どもに配慮した捜査とプロセスのために資金を配分することができよう。子ども保護看視者のネットワークは強化され、私の事務所は、様々な国々で特別訓練を提供してきた。COVID-19 が私の事務所の作業に与えたインパクトは、かなりのものであった。子どもと武力紛争のマンデートを支援することが基本である。地域の支援に関しては、イニシアティブの開発が奨励され、これら計画を超えて国の行動計画の進歩を維持しなければならない。移行司法プロセスは、子どもに対する犯罪を捜査し、子どもの権利を保護する政府機関を強化するべきであり、原則として、子どもは国際法の下で犯罪責任を負わされるべきではない。

答弁権行使: 中国、ブラジル、サウディアラビア、アルメニア、チリ、アルジェリア、シリア、アゼルバイジャン、イラン

イランの人権状況に関する特別報告者との意見交換対話

提出文書: イラン・イスラム共和国の現在の人権問題の全体像に関するイラン・イスラム共和国の人権状況に関する特別報告者報告書(A/HRC/46/50)

報告書プレゼンテーション: Javaid Rehman イランの人権状況に関する特別報告者

当該国ステートメント: イラン

意見交換対話: 欧州連合、デンマーク(諸国グループを代表)、カナダ、ドイツ、北マケド

ニア、イスラエル、フランス、ロシア連邦、スロヴェニア、サウディアラビア、スイス、オーストラリア、オランダ、ヴェネズエラ、朝鮮民主人民共和国、ベルギー、米国、アルバニア、ベラルーシ、中国、シリア、英国、ニュージーランド、アイルランド、スリランカ、キューバ、チェコ共和国、ニカラグア、プルンディ Ensemble contre la Peine de Mort、国際ヒューマニスト倫理連合、国際PEN、英国ヒューマニスト協会、権利生計賞財団、第19条---国際検閲禁止センター、イラン人権文書化センター

まとめ: Javaid Rehman イランの人権状況に関する特別報告者

3月10日(水)午前、第28回会議

開発への権利を含めたすべての人権、市民的・政治的・経済的・社会的・文化的権利に関する一般討論(継続)

オマーン、アジア人権開発フォーラム、中国人権学協会、女性家族計画連盟、Edmund Rice インターナショナル Ltd.、欧州法律司法センター、Al-Aybn 社会ケア財団、Asociacion HazteOir 団体、慈善活動 Al Baraem 協会、中国チベット文化和損開発協会、アフリカ文化インターナショナル、国際和解フェロシップ、英国ヒューマニスト協会、国際民主弁護士協会、地域社会人権アドヴォカシー・センター、国際ジュネーブ権利開発機関、水・環境・保健穂会機関、テロ被害者擁護協会、透明性のためのパートナー、北京 NGO 国際交流協会、Geo 専門知識協会、非暴力急進党、超国家・超党派、保健人権推進者アフリカ委員会、女性の人権国際協会、Erthjustice、平和開発人権 Maat 協会、アフリカの貧困者ゼロ、米州マイノリティ国際人権協会、FIAN インターナショナル e.V.、国際弁護士団体、貧困緩和開発団体、世界ムスリム会議、ギニア互助協会、国連協会世界連盟平和と持続の可能な開発国際行動、Associacao Brasileira de Gays, Lesbivasd e Transgeneros、政策研究機関、権利生計賞財団、外国との友好のための中国人民協会、世界ユダヤ人会議、人口開発アクション・カナダ、Coodination des Associations et des Particuliers pour la Liberte de Conscience、欧州第三世界センター、連合村、フランシスカン・インターナショナル、全世界キリスト教徒連帯、Khiam 拷問被害者リハビリ・センター、Associazione comunita papa Geovanni XXIII、Il Cenacoro、国際環境法センター、VIVAT インターナショナル、バーレーンの民主主義と人権のためのアメリカ人 Inc.、CIVICUS、世界市民参画同盟、国連中国協会、Association Internationale our Fegalite des femmes、良き羊飼いの慈善聖母の会衆、アフリカ・グリーン財団インターナショナル、司法国際法センター、ESCR-ネット---経済的・社会的・文化的権利国際ネットワーク Inc.、スイス・ギニア連帯、ABC Tamil Oli、Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme、ユダヤ人弁護士・法律家国際協会、Synergie Feminine Pour La Paix Et Le Develop0pment Durable、Justica lobal、Tamil Uzthagam、世界福音同盟、平和ブリゲード・インターナショナル、国連監視機構、国際ヒューマニスト倫理連合、人権アドヴォキッツ、人権アドヴォキッツ Inc.、Alsalam 財団、Reseau Unite pour le de Mauritanie、NGO 調査機関、国際人種差別撤廃団体、カイロ人権学研究所、アムネスティ・インター

ナショナル、Reseau International des Droits Humains、iuventyun e.V.、association pour l'integration et le Developpement Durable au Burundi、Promotion du Developpement Economique et Social、カメルーン希望の母共通イニシアティブ・グループ、中国貧困緩和財団、統合青年エンパワーメント---共通イニシアティブ・グループ、アフリカ先住民族調整委員会、人権情報訓練センター、Associatyion Thendral、Association Bharathi Centre Culturel Franco-Tamoul、Turnert La Page、北西人権団体連合、Associaion Culturelle des Tamouls en Deance、人間の運動行動、開発地域社会エンパワーメント協会、Jrunesse Etudiante Tamoule、国際障害者同盟、世界 Barua 団体、世界福祉協会、団体調査教育センター、ジェンダー正義女性のエンパワーメント・センター、企業の説明責任インターナショナル、シーク人権グループ、創造的社会プロジェクト同盟、イラン家族保健協会、欧州ユダヤ人学生連合、アジア太平洋国際女性の権利監視機構

答弁権行使: アゼルバイジャン、イラン、アルメニア、ウクライナ、ブラジル、インドネシア

3月10日(水)午後、第29回会議

朝鮮民主人民共和国の人権状況に関する意見交換対話

提出文書: 朝鮮民主人民共和国で行われた人権違反の犯罪に対する説明責任に関する挑戦
民主人民共和国の人権状況に関する特別報告者報告書(A/HRDC/46/51)

報告書プレゼンテーション: Tomas Ojea Quintana 朝鮮民主人民共和国の人権状況に関する特別報告者

意見交換対話: 欧州連合、ロシア連邦、フランス、スイス、**日本**、オーストラリア、ヴェネズエラ、ノルウェー、韓国、米国、スペイン、ラオ人民民主主義共和国、ベラルーシ、中国、シリア、英国、カンボディア、スリランカ、キューバ、南スーダン、ニカラグア、プルンディ、アイルランド、インドネシア、ヴェトナム、チョコ共和国、ジュビリー・キャンペーン、全世界期キリスト教徒連帯、Ingenieurs de Monde、アムネスティ・インターナショナル、国連監視機構、Tamil Uzhagam、朝鮮再統合成功のための人民、北朝鮮の人権
米国委員会

まとめ: Tomas Ojea Quintana

ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国の独立国際事実確認ミッションとの意見交換対話

口頭での最新情報のプレゼンテーション: Marta Valinas ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国の独立国際事実確認ミッション議長

当該国ステートメント: ヴェネズエラ

意見交換対話: 欧州連合、ペルー(諸国グループを代表)、ドイツ、ブラジル、ポルトガル、ロシア連邦、フランス、エクアドル、**日本**、スイス、コロンビア、オランダ、マーシャル諸島、イラン、朝鮮民主人民共和国、デンマーク、米国、ペルー、スペイン、ベラルーシ、オーストリア、中国、シリア・アラブ共和国、ポーランド、英国、アイスランド、

ジョージア、ニカラグア、キューバ、チェコ共和国、エリトリア、ブルンディ、トルコ、国際弁護士協会、国際人権サーヴィス、国際法律家委員会、国際人権同盟連盟、世界拷問禁止団体、人権監視機構、アムネスティ・インターナショナル、CIVICUS---世界市民参画同盟、国連監視機構、国際米州マイノリティ人権協会

まとめ: Francisco Cox ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国独立国際事実確認ミッション委員

3月11日(木)午前、第30回会議

ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国の人権状況に関する人権高等弁務官の口頭による最新情報に関する意見交換対話

口頭による最新情報のプレゼンテーション: Michelle Bachelet 人権高等弁務官

当該国ステートメント: ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

意見交換対話: 欧州連合、ペルー(諸国グループを代表)、ブラジル、ロシア連邦、エクアドル、**日本**、イラン、朝鮮民主人民共和国、ペルー、スペイン、アルバニア、ウルグアイ、ベラルーシ、中国、シリア、英国、ジョージア、スリランカ、ニカラグア、ラオ人民民主主義共和国、キューバ、スロヴェニア、アルゼンチン、コロンビア、ボリヴィア、Fundacion Latinoamericana por los derechos Humanos y el Desarrollo Social、カリタス・インターナショナル(国際カトリック慈善連合)、Ingenieurs du Monde、国際法律家委員会、国連監視機構、Asociacion HzteOir 団体、国際米州マイノリティ権利協会、司法国際法センター、アムネスティ・インターナショナル、人権アドヴォキッツ

まとめ: Michelle Bachelet

ブルンディに関する調査委員会の口頭による最新情報に関する意見交換対話

口頭による最新情報: Doudou Diene、ブルンディに関する調査委員会議長

当該国ステートメント: ブルンディ

意見交換対話: 欧州連合、ノルウェー(北欧・バルティック諸国を代表)、ロシア連邦、フランス、スイス、オランダ、ヴェネズエラ、朝鮮民主人民共和国、米国、エジプト、ベルギー、ベラルーシ、中国、ルクセンブルグ、英国、南スーダン、カメーン、キューバ、アイルランド、スリランカ、イラン、スーダン、タンザニア Centre pour les Droits Civils et Politiques--Centre CCPR、東部アフリカ・アフリカの角人権擁護者プロジェクト、国際人権サーヴィス、Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme、CIVICUS---世界市民参画同盟、人権アドヴォキッツ、アムネスティ・インターナショナル

まとめ

1. Francoise Hampson ブルンディに関する調査委員会委員
2. Doudou Diene ブルンディに関する調査委員会議長

南スーダンの人権委員会との意見交換対話

提出文書: 南スーダンの人権状況の全体像に関する南スーダンの人権委員会報告書
(A/HRC/46/53)

報告書プレゼンテーション: Yasmin Sooka 南スーダン人権委員会委員

当該国ステートメント: 南スーダン

3月11日(木)午後、第31回会議

シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会との意見交換対話

提出文書: 紛争の過程と継続する傾向についてのカギとなる現在の人権問題についてのシリア・アラブ共和国の独立国際調査委員会報告書(A/HRC/46/54)

報告書プレゼンテーション: Paulo Sergio Pinheiro シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会議長

当該国ステートメント: シリア・アラブ共和国

意見交換対話: 欧州連合、デンマーク(諸国グループを代表)、クロアチア(諸国グループを代表)、クウェート、カタール、ドイツ、ヨルダン、イスラエル、ブラジル、ロシア連邦、イラク、フランス、ギリシャ、エクアドル、**日本**、オーストラリア、オランダ、スイス、ヴェネズエラ、イラン、朝鮮民主主義人民共和国、ベルギー、マルタ、米国、エジプト、ルーマニア、バーレーン、スペイン、チリ、アルバニア、ベラルーシ、中国、イタリア、英国、アラブ首長国連合、トルコ、キプロス、アイルランド、ジョージア、国連ウイメン、スリランカ、ウルグアイ、きゅへば、オーストリア、ニカラグア、フィリピン、アルメニア、公正な裁判と人権を支援する国際会議、婦人国際平和自由連合、世界ユダヤ人会議、人権のための医師、世界福音同盟、カイロ人権学研究所、パレスチナ人帰還センター Ltd.、全世界キリスト教徒連帯、平和のための Maat、開発人権協会、NGO 調査機関

まとめ

1. Paulo Sergio Pinheiro
2. Hanny Megally シリア・アラブ共和国独立国際調査委員会委員

ミャンマーの人権状況に関する特別報告者との意見交換対話

提出文書: 軍事クーデター前後の人権状況に関するミャンマーの人権状況に関する特別報告者報告書(A/HRC/46/56)

報告書プレゼンテーション: Thomas Andrews ミャンマーの人権状況に関する特別報告者

当該国ステートメント: ミャンマー

意見交換対話: 英国、欧州連合、リトアニア(諸国グループを代表)、パキスタン(イスラム協力機構を代表)、ドイツ、リビア、ロシア連邦、フィリピン、フランス、モルディヴ、サウジアラビア、**日本**、オーストラリア、オランダ、スウェーデン、インドネシア、ヴェネズエラ、スイス、ベルギー、韓国、インド、米国、タイ、ラオ人民民主主義共和国、スペイン、クロアチア、アルバニア、中国

答弁権行使: レバノン、トルコ、シリア

3月12日(金)午前、第32回会議

南スーダンの人権委員会との意見交換対話(継続)

意見交換対話: 英国、欧州連合、ノルウェー(北欧、バルティック諸国を代表)、ロシア連邦、フランス、オランダ、ヴェネズエラ、米国、エジプト、ベルギー、アルバニア、中国、シエラレオネ、ボツワナ、エチオピア、スーダン、ニュージーランド、アイルランド、ケニア、朝鮮民主人民共和国、カメルーン、オーストラリア、エリトリア、スイス、東部アフリカ・アフリカの角人権擁護者プロジェクト、Elizka 救援財団、人権監視機構、アムネスティ・インターナショナル、Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme、CIVICUS---世界市民参画同盟、全世界法的行動

まとめ

1. Barney Afako 南スーダン人権委員会委員
2. Andrew Clapham 南スーダン人権委員会委員
3. Yasmin Sooka 南スーダン人権委員会委員

朝鮮民主人民共和国の人権に関する高等弁務官報告書

提出文書: 朝鮮民主人民共和国における人権侵害に対する説明責任の推進に関する人権高等弁務官報告書(A/HRC/46/52)

報告書プレゼンテーション: Mahamane Cisse-Gouro 人権高等弁務官事務所人権理事会・条約メカニズム部部長

国連のミャンマーへの関わりに関する事務総長の口頭による最新情報のプレゼンテーション: Khaled Khiari 政治平和構築及び平和活動局中東・アジア太平洋事務総長補

当該国ステートメント: ミャンマー

理事会の注意を必要とする人権状況に関する一般討論

デンマーク(北欧・バルティック諸国を代表)、パキスタン(イスラム協力機構を代表)、アゼルバイジャン(非同盟運動を代表)、ベラルーシ(諸国グループを代表)、キューバ(諸国グループを代表)、ヴェネズエラ(諸国グループを代表)、ポーランド(諸国グループを代表)、中国(諸国グループを代表)、フィンランド(諸国グループを代表)、スロヴェニア(諸国グループを代表)、ドイツ、フランス、アルメニア、ヴェネズエラ、フィリピン、インドネシア、ロシア連邦、**日本**、オランダ、ナミビア、デンマーク、パキスタン、韓国、カメルーン、中国、オーストラリア、ウクライナ、英国、スーダン、キューバ、バングラデシュ、コートジボワール、チェコ共和国、エリトリア、メキシコ、フィンランド、イスラエル、カナダ、スロヴェニア、ベルギー、オーストラリア、スウェーデン、マレーシア、朝鮮民主人民共和国、イラン、マルタ、米国、スリランカ、スペイン、ベラルーシ、アゼルバイジャン、シリア、ルクセンブルグ、南スーダン、キプロス、エストニア

3月12日(金)午後、第33回会議

ミャンマーの人権状況に関する特別報告者との意見交換対話(継続)

意見交換対話: シエラレオネ、ルクセンブルグ、マラウイ、ニュージーランド、バングラデシュ、ルーマニア、アイルランド、チェコ共和国、カナダ、イタリア、マーシャル諸島、シンガポール、モーリタニア、トルコ、カンボディア、オーストリア、ヴェトナム、CIVICUS---世界市民参画同盟、人権のための医師、アジア人権開発フォーラム、アムネスティ・インターナショナル、弁護士の人権監視機構カナダ、国際法律家委員会、国際人権同盟連盟、第19条---国際検閲禁止センター、全世界キリスト教徒連帯、欧州法律司法センター、Centre Europeen pour le droit

まとめ: Thomas Andrews ミャンマーの人権状況に関する特別報告者

国際アフリカ系の人々の10年の中間見直しに関する討論

基調ステートメント: Nada Al-Nashif 国連人権副高等弁務官

パネリストのステートメント

1. Rozena Maart 南アフリカ KwaXulu-Natal 大学人種とアイデンティティに関する重要調査センター所長
2. Alocia Quevedos Canales ペルー文化省アフリカ系ペルー人政策専門家
3. Pradip Pariyar ネパール Samata 財団義務局長・世界経済フォーラム青年世界指導者
4. Marie-Sarah Seeberger フランス世界ユダヤ人会議ユダヤ人外交団委員

討論: 南アフリカ、ブラジル、国連教育科学文化機関、カメルーン(アフリカ諸国グループを代表)、ハイティ(カリブ海共同体を代表)、パキスタン(イスラム協力機構を代表)、欧州連合、アルゼンチン(諸国グループを代表)、国連子ども基金、ガーナ、米国、ペルー、モーリシャス、インドネシア、セネガル、コスタリカ、キューバ、モーリタニア、マーシャル諸島、国連人口基金、シエラレオネ、国連ウィメン、ポルトガル、エクアドル、インド、カメルーン、協議のための世界友好委員会、シーク人権グループ、人口開発アクション・カナダ、世界ユダヤ人会議、更生取引人権支援国際会議、民族・宗教・言語・その他のマイノリティの権利保護国際連盟

まとめ: Rozena Maari, Alicia Wuevedos Canales, Pradip Pariyar, Marie-Sarah Seeberger

3月15日(月)午前、第34回会議

理事会の注意を必要とする人権状況に関する一般討論(継続)

アイルランド、ジョージア、ヴェトナム、ラオ人民民主主義共和国、トルクメニスタン、ザンビア、レソト、ガーナ、ノルウェー、ヴァヌアトゥ、カンボディア、コロンビア、マダガスカル、東ティモール、スイス、南アフリカ、エジプト、ヨルダン、トルコ、世界福音同盟、人権ハウス財団、アムネスティ・インターナショナル、創価学会インターナショナル、フランシスカン・インターナショナル、ヘルシンキ人権財団、脅威にさらされる諸国民協会、バーレーンの民主主義と人権のためのアメリカ人 Inc.、Ingenieurs du

Monde、Coordination des Associations et des Associations et des Particuliers pour la Liberte de Conscience、全世界キリスト教徒連帯、Ingenirud de Monde, Cpprdomatopm des Asspcoatopms et des Particuliers our la Leberte de Conscience、全世界キリスト教徒連帯、中国国際交流 NGO ネットワーク、Fundacion papa la Mejora de la Vida, la Cultura y la Sociedad、中国国際理解協会、連合村、社会的被害者保護慈善機関、スイス・カトリック Lenten 基金、バハイ国際共同体、Association Internationale pour l'egalite des femmes、国際ジャーナリスト連盟、カイロ人権学研究所、良き羊飼いの慈善聖母の会衆、国際ヒューマニスト倫理連合、スイス・ギニア連帯、Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme、バプテリスト世界同盟、Mouvement International d'Appostolate des Millieux Xociaux Independants、国際人権同盟連盟、世界拷問禁止団体、東部アフリカ・アフリカの角人権擁護者プロジェクト、レズビアン・ゲイ協会、Conectas Direitos Humanos、Edmund Rice 国際 Ltd.、法律 les Justice et les droits de l'homme 欧州センター、国際拷問禁止センター、国際法律家委員会、カリタス・インターナショナル(国際カトリック慈善連合)、アジア人権開発フォーラム、慈善活動 Al Baraem 協会、国連監視機構、英国ヒューマニスト協会、地域社会人権アドヴォカシー・センター、Institut International pour les Droits et le Developpement、Conselho Indigenita Missionario、水・環境・保健世界機関、アフリカ文化インターナショナル、Pasumai Thaayagam 財団、テロ被害者擁護協会、Commission africaine des promoteurs de la sane et des droits de l'homme、Reseau Unite pour le Developpement de Mauritanie、Rahbord Peimayesh 調査教育サービス組合、女性の人権国際協会、Geo 専門知識区協会、国際弁護士団体、貧困緩和開発団体、世界ムスリム会議、Association d'Entraide Medicaile Guinee、民族・宗教・言語・その他のマイノリティの権利保護保護国際連盟、中国・グローバル化センター Ltd.、中国国連協会、権利生計賞財団、Asociacion HazteOir 団体、公正な裁判と人権支持国際会議、Jameh Ehyagaran Teb Sonnati Va Salamat Iranian、暴力被害者擁護団体、VIVAT インターナショナル、拷問被害者 Khiam リハビリ・センター、Il Cenacolo、CIVICUS---世界市民参画同盟、次世紀財団、アフリカ・グリーン財団インターナショナル、ユダヤ人弁護士法律家国際協会、青年とセクシュアリティ Stichting CHOICE、Tamil Uzhagam、Lizka 救援財団、国際和解フェローシップ、国際仏教徒救援団体、国際人種差別撤廃団体、Reseau International des Droits Humains、iuventum e.V.、希望の母カメルーン共通イニシャティヴ・グループ、統合青年エンパワーメント---共通イニシャティヴ・グループ、シーク人権グループ、アフリカ先住民族調整委員会、"Coup de Pousse" Chaine de l'Espoir Nord-Sud、Thendral 協会、Bharathi センターCulturel Franco-Tamoul 協会、Tourner La Page、Comite International pour le Respect et l'Application de la Charte Africaine des Droits de l'Homme et des Peuples、Le Pont、人間の運動行動、Jeunesse EWtudiante Tamoule、ジュビリー・キャンペーン、世界 Barua 団体、Prahara、団体調査教育センター、ジェンダー正義と女性のエンパワーメント・センター、歴史教科書日本協会、北朝鮮の人権米国委員会、国際キャリア支援協会、超国家・超党派非暴力急進党、人

権平和アドヴォカシー・センター、Human Rights Now、イラク開発団体

3月15日(月)午後、第35回会議

答弁権行使: キューバ、エチオピア、インド、イラン、サウディアラビア、フィリピン、朝鮮民主人民共和国、レバノン、アルメニア、イスラエル、ロシア、中国、ヴェネズエラ、南スーダン、エジプト、インドネシア、ブラジル、セネガル、チャド、カメルーン、パキスタン、日本、アゼルバイジャン

マイノリティ問題に関する特別報告者との意見交換対話

提出文書

1. ソーシャル・メディアでのヘイト・スピーチを通して幅ひろくマイノリティを標的にすることに関するマイノリティの問題に関する特別報告者報告書(A/HRC/46/57)

2. 上記報告書付録---キルギスタンへの訪問(A/HRC/46/57/Add.1)

報告書プレゼンテーション: Fernand De Varennes マイノリティ問題に帰還する特別報告者当該国ステートメント キルギスタン

意見交換対話: 欧州連合、ノルウェー(北欧・バルティック諸国を代表)、イスラム協力機構、国連子ども基金、マルタ騎士団、ロシア連邦、イラク、ギリシャ、エクアドル、アルメニア、スロヴェニア、インドネシア、スイス、ヴェネズエラ、イラン、パキスタン、インド、米国、ネパール、ルーマニア、アルバニア、ベラルーシ、オーストリア、中国、パラグアイ、アゼルバイジャン、ヴェトナム、キューバ、ハンガリー、ウクライナ、セルビア、チュニジア、ジョージア、リビア、世界福音同盟、マイノリティ権利グループ、国際差別人種主義反対運動、世界ユダヤ人会議、ジュビリー・キャンペーン、第9条---国際検閲禁止センター、全世界キリスト教徒連帯、Federatie van Nederlandse Verenigingen tot Integratie Van Homoseksualiteit---COC オランダ、世界協議委員会、チベット文化保存開発協会

まとめ: Fernand De Varennes

答弁権行使: イスラエル、ラトヴィア、アルメニア、アゼルバイジャン

3月16日(火)午前、第36回会議

ベラルーシの普遍的定期的レビューの成果の検討

提出文書: ベラルーシの分的定期的レビューに関する作業部会報告書 A/HRC/46/5)

ベラルーシによるプレゼンテーション: Yury Ambrazevich ジュネーブ国連事務所ベラルーシ代表部大使

討論: エチオピア、ドイツ、インド、イラン、リトアニア、ネパール、パキスタン、ロシア連邦、スリランカ、シリア、アラブ首長国連邦、英国、ヴェネズエラ、権利生計賞財団、人権ハウス財団、国際弁護士協会、アムネスティ・インターナショナル、人権アドヴォキッツ、国連監視機構

理事会議長: 266 の勧告のうち、ベラルーシは 137 を支持し、111 に留意した。18 の勧告にはさらなる明確化が提供された。

まとめ: Yury Ambrazevich

ベラルーシの普遍的定期的レビューの成果を採択

リビアの普遍的定期的レビューの成果の検討

提出文書: リビアの普遍的定期的レビューに関する作業部会報告書(A/HRC/46/17)

リビアによるプレゼンテーション: Mohamed Abdulwahed リビア法務大臣

討論: カタール、ロシア連邦、セネガル、シエラレオネ、南アフリカ、スーダン、チュニジア、国連ウィメン、英国、国連人口基金、ヴェネズエラ、ヴェトナム、アルジェリア、婦人国際平和自由連盟、世界福音同盟、カイロ人権学研究所、国際法律家委員会、平和開発人権 Maat 協会、次世紀財団、アムネスティ・インターナショナル、Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'Homme、Indgenieurs du Monde、国際弁護士団体

理事会議長: 285 の勧告のうち、リビアは 181 を支持し、104 に留意した。

まとめ: Tamim Baiou ジュネーヴ国連事務所リビア代表部大使、Nasser Alghitta ジュネーヴ国連事務所リビア代表部参事官

リビアの普遍的定期的レビューの成果を採択

マラウイの普遍的定期的レビューの成果の検討

提出文書: マラウイの普遍的定期的レビューに関する作業部会報告書(A/HRC/46/7)

マラウイのプレゼンテーション: Robert Salama ジュネーヴ国連事務所マラウイ代表部大使

討論: スーダン、チュニジア、国連ウィメン、国連人口基金、ヴェネズエラ、ボツワナ、ブルキナファソ、ブルンディ、チャド、中国、コーティヴォワール、キューバ、エジプト、Centre pour les Droits Civils et Poliques---CCPR センター、世界福音同盟、プラン・インターナショナル Inc.、人口開発アクション・カナダ、国際弁護士協会、CIVICUS---世界市民参画同盟、アムネスティ・インターナショナル、Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme

理事会議長: 232 の勧告のうち、マラウイは 192 を支持し、39 に留意した。1 つの勧告にはさらなる明確化が提供された。

まとめ: Pacharo Kayira 法務憲法問題省、国家提唱長

マラウイの普遍的定期的レビューの成果を採択

パナマの普遍的定期的レビューの成果の検討

提出文書: パナマの普遍的定期的レビューに関する作業部会報告書 A/HRC/46/8)

パナマのプレゼンテーション: Erika Mouynes パナマ外務大臣、Eduardo Leblanc Gonzalez Defensoria del Pueblo Panama オンブズマン事務所

討論: オマーン、ロシア連邦、チュニジア、国連人口基金、ヴェネズエラ、ベルギー、ボツワナ、ブラジル、ブルキナファソ、中国、キューバ、インド、ネパール

3月16日(火)午後、第37回会議

パナマの普遍的定期的レビューの成果の検討(継続)

理事会議長: 181 の勧告のうち、パナマは 146 を支持し、35 に留意した。

まとめ: Erika Mouynes

パナマの普遍的定期的レビューの成果を採択

モンゴルの普遍的定期的レビューの成果の検討

提出文書: モンゴルの普遍的定期的レビューに関する作業部会報告書 A/HRC/46/9)

モンゴルのプレゼンテーション: Enkhtaivan Dashnyam ジュネーヴ国連事務所モンゴル代表部次席大使、Khunan Jaargalsaikhan モンゴル人権委員会

討論: 英国、国連人口基金、ヴェネズエラ、ヴェトナム、ボツワナ、中国、キューバ、インド、イラク、ネパール、パキスタン、ロシア連邦、チュニジア、Federatie van

Nederlandse Verenigingen tot Integratie Van Homoseksualiteit---COC オランダ、アジア人権開発フォーラム、国際人権サービス、アムネスティ・インターナショナル、国連監視機構

理事会議長: 190 の勧告のうちモンゴルは 170 を支持し、20 に留意した。

まとめ: Enkhtaivan Dashnyam

モンゴルの普遍的定期的レビューの成果を採択

モルディヴの普遍的定期的レビューの成果の検討

提出文書: モルディヴの普遍的定期的レビューに関する作業部会報告書(A/HRC/46/10)

モルディヴのプレゼンテーション: Asim Ahmed ジュネーヴ国連事務所モルディヴ大使

討論: ネパール、オマーン、パキスタン、ロシア連邦。シエラレオネ、スリランカ、スーダン、チュニジア、アラブ首長国連邦英国、国連人口基金、ヴァヌアトゥ、ヴェネズエラ、アジア人権開発フォーラム、英連邦人権イニシャティヴ、国際人権同盟連盟、国際ヒューマニスト倫理連合、英国ヒューマニスト協会、CIVICUS---世界移民参画同盟、人口開発アクション・カナダ、自由擁護同盟

理事会議長 259 の勧告のうち、モルディヴは 187 を支持し、67 に留意した。5つの勧告に対しては追加の明確化が提供された。

まとめ: Asim Ahmed

モルディヴの普遍的定期的レビューの成果を採択

アンドラの普遍的定期的レビューの成果の検討

提出文書: アンドラの普遍的定期的レビューに関する作業部会報告書(A/HRC/46/11)

アンドラのプレゼンテーション: Joan Forner Rovira ジュネーヴ国連事務所アンドラの参事官

討論: インド、ナミビア、ネパール、ロシア連邦、チュニジア、ヴェネズエラ、ブルキナファソ、中国、キューバ、国際人権サービス、世界殺害禁止センター、Campagne

Internationale pour l'Abolition des Armes Nucleaires、アムネスティ・インターナショナル
理事会議長: 104 の勧告のうち、アンドラは 60 を支持し、38 に留意した。6 つの勧告には
さらなる明確化が提供された。

まとめ: Joan Forner Rovira

アンドラの普遍的定期的レビューの成果を採択

ホンデュラスの普遍的定期的レビューの世界の検討

提出文書: ホンデュラスの普遍的定期的レビューに関する作業部会報告書 A/HRC/46/12)

ホンデュラスのプレゼンテーション: Jackeline Anchecta ホンデュラス人権大臣代理

討論: ブラジル、キューバ、ジブティ、エチオピア、ドイツ、インド、リビア、マーシャル諸島、モロッコ、ナミビア、ネパール、国連難民高等弁務官事務所、オマーン、ロシア連邦、生殖に関する権利センターInc.、国際平和ブリゲード、セイヴ・ザ・チルドレン・インターナショナル、Istituto Internazionale Maria Ausiliatrice delle Salesiane di Don bosco、第 19 条、国際検閲禁止センター、人口開発アクション・カナダ、CIVICUS---世界市民参画同盟、アムネスティ・インターナショナル、国際レズビアン・ゲイ協会、人権アドヴォケイツ

理事会議長: 223 の勧告のうち、ホンデュラスは 203 を支持し、20 に留意した。

まとめ: Leiny Guerrero Herrera ジュネーヴ国連事務所ホンデュラス代表部参事官

ホンデュラスの普遍的定期的レビューの成果を採択

3月17日(水)午前、第38回会議

ブルガリアの普遍的定期的レビューの成果の検討

提出文書

1. ブルガリアの普遍的定期的レビューに関する作業部会報告書 A/HRC/46/13)
2. 上記報告書付録(A/HRC/46/13/Add.1)

ブルガリアのプレゼンテーション: Yuri Borissov Sterk ジュネーヴ国連事務所ブルガリア代表部大使、Diana Kovatcheva ブルガリア・オンブズマン

討論: 中国、キューバ、エチオピア、インド、リビア、モロッコ、ネパール、ロシア連邦、スーダン、チュニジア、アラブ首長国連邦、国連子ども基金、ヴェネズエラ、世界ユダヤ人会議、国際レズビアン・ゲイ協会、人権アドヴォケイツ、国際人種差別撤廃団体

理事会議長: 233 の勧告のうち、ブルガリアは 193 を支持し、24 に留意した。16 の勧告にはさらなる明確化が提供された。

まとめ: Yuri Borissov Sterk

ブルガリアの普遍的定期的レビューの成果を採択

マーシャル諸島の普遍的定期的レビューの成果の検討

提出文書

1. マーシャル諸島の分的定期的レビューに関する作業部会報告種(A/HRC/46/14)

2. 上記報告書付録(A/HRC/46/14/Add.1)

マーシャル諸島のプレゼンテーション: Kino Kabua マーシャル諸島国内人権委員会事務局
長・議長

討論:モロッコ、ネパール、ニュージーランド、南アフリカ、チュニジア、国連人口基金、
ヴァヌアトゥ、ヴェネズエラ、キューバ、ハイティ、インド、イスラエル、リビア、世界
殺害禁止センター、国際核兵器廃絶キャンペーン

理事会議長: 171 の勧告のうち、マーシャル諸島は 161 を支持し、10 に留意した。

まとめ: Kino Kabua

マーシャル諸島の普遍的定期的レビューの成果を採択

米国の普遍的定期的レビューの成果の検討

提出文書: 米国の普遍的定期的レビューに関する作業部会報告書(A/HRC/46/15)

米国のプレゼンテーション: Liosa Petrrrdon 米国国務省民主主義・人権・労働局長官補代
理

討議: 南アフリカ、スーダン、シリア、チュニジア、英国、国連人口基金、ヴェネズエ
ラ、中国、ボツワナ、ブラジル、ブルキナファソ、チャド、ベラルーシ

理事会議長: 347 の勧告のうち米国は 263 を支持し、67 に留意した。17 の勧告に対しては
追加の明確化が提供された。

まとめ Lisa Peterson

米国の普遍的定期的レビューの成果を採択

クロアチアの普遍的定期的レビューの成果の検討

提出文書

1. クロアチアの普遍的定期的レビューに関する作業部会報告書(A/HRC/46/16)

2. 上記報告書付録(A/HRC/46/16/Add.1)

クロアチアのプレゼンテーション: Vesna Batistic Kos ジュネーヴ国連事務所クロアチア代
表部大使

討論: ベラルーシ、ボツワナ、中国、キューバ、ジブティ、エチオピア、インド、リビ
ア、モロッコ、ナミビア、ロシア連邦、セルビア、世界ユダヤ人会議、人権ハウス財団、
人口開発アクション・カナダ、国際ヒューマニスト倫理連合、Action HzteOir 団体、国連
監視機構、人権アドヴォケイツ

理事会議長: 224 の勧告のうち、クロアチアは 194 を支持し、30 に留意した。

まとめ: Vesna Batistic Kos

クロアチアの普遍的定期的レビューの成果を採択

3月17日(水)午後、第39回会議

リベリアの普遍的定期的レビューの成果の検討

提出文書: リベリアの普遍的定期的レビューに関する作業部会報告書(A/HRC/46/6)

リベリアのプレゼンテーション: Frank Musah Dean Jr. リベリア法務大臣・検事総長
討論: 国連子ども基金、国連人口基金、ヴェネズエラ、ベルギー、ボツワナ、ブルンデ
イ、チャド、中国、キューバ、ジブティ、エチオピア、インド、リビア、世界教会会議国
際問題教会委員会、国際人権サービス、国際レズビアン・ゲイ協会、人権監視機構、
Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme、人権ウーアドヴォキッツ
理事会議長: 218 の勧告のうち、リベリアは 166 を支持し、52 に留意した。
まとめ: Abraham Kurian Kamara ジュネーブ国連事務所リベリア代表部 2 等書記官
リベリアの普遍的定期的レビューの成果を採択

ジャマイカの普遍的定期的レビューの成果の検討

提出文書: ジャマイカの普遍的定期的レビューに関する作業部会報告書
(A/HRC/46/18)

ジャマイカのプレゼンテーション: Kamina Johnson Smith ジャマイカ外務外国貿易大臣
討論: ヴェネズエラ、ボツワナ、ブラジル、中国、ガイアナ、ハイティ、インド、マー
シャル諸島、モロッコ、ナミビア、ネパール、パキスタン、英連邦人権イニシヤティヴ、
世界教会会議国際問題教会委員会、国際家族計画連盟、国連監視機構、人権アドヴォキッ
ツ、Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme
理事会議長: 170 の勧告のうち、ジャマイカは 120 を支持し、50 に留意した。
まとめ: Cheryl Spencer ジュネーブ国連事務所ジャマイカ代表部大使
ジャマイカの普遍的定期的レビューの成果を採択

人権機関とメカニズムの議事項 5 の下での報告書のプレゼンテーション

提出文書

1. ヘイトスピーチ、ソーシャル・メディア及びマイノリティに関するマイノリティ問題
フォーラム報告書(A/HRC/46/58)
2. 2020 年社会フォーラムの討論、結論、勧告の概要に関する 2020 年社会フォーラム報
告書(A/HRC/46/59)
3. 特別手続きに関する最新情報を含めた 2020 年の人権理事会の特別報告者、独立専門
家、特別手続き作業部会の活動に関する事務局報告書(A/HRC/46/61)
4. 上記報告書付録---2020 年の特別手続きに関する事実と数字(A/HRC/46/61/Add.1)
5. 年次活動に関する先住民族の権利に関する専門家メカニズム報告書(A/HRC/46/72)

報告書プレゼンテーション

1. Fernand De Varennes マイノリティ問題に関する特別報告者
2. Vaif Sadiqov ジュネーブ国連事務所アゼルバイジャン代表で大使・社会フォーラム共
同議長・報告者
3. Anita Ramasastry 特別手続き調整委員会議長

一般討論: ポルトガル(欧州連合を代表)、パキスタンイスラム協力機構を代表)、カメル
ーン(アフリカ諸国グループを代表、アゼルバイジャン(非同盟運動を代表)、モロッコ(諸国

グループを代表)、ルクセンブルグ(諸国グループを代表)、ラトヴィア(北欧・バルティック諸国を代表)、フィリピン(東南アジア諸国連合を代表)、インド(志を同じくする国々を代表)、ドイツ、ヴェネズエラ、インドネシア、フィリピン、トーゴ、ロシア連邦、日本、パキスタン、インド、カメルーン、ネパール、中国、オーストリア、キューバ、イタリア、イラク、ヨルダン、カザフスタン、南アフリカ、イラン、アルジェリア、ベラルーシ、アゼルバイジャン、シリア、ジョージア、カンボディア、国連教育科学文化機関

3月18日(木) 午前、第40回会議

人権機関とメカニズムに関する一般討論

テュニジア、アイルランド、ベルギー、コスタリカ、米国、Reseau Unite pour le Developpement de Mauritanie、欧州地域国際レズビアン・ゲイ連盟、アムネスティ・インターナショナル、平和持続可能な開発国際行動、マイノリティ権利グループ、国際法律間委員会、Associazione Comunita Papa Giovanni XIII、中国人権学協会、地域社会人権アトヴォカシー・センター、透明性のためのパートナー、アフリカ文化インターナショナル、保健人権推進者アフリカ委員会、貧困緩和開発団体、世界ムスリム会議、国際国連青年学生運動、平和開発人権のための Maat 協会、ABC Tamil Oli、Tamil Uzhagam、Wlizka 救援財団、iuventum e.V.、Association pour l'Integttation et le Ddveloppement Durable au Burundi、希望の母カメルーン共通イニシャティヴ・グループ、普遍的権利グループ、Association des etudiants tamouls de France、Association Thendral、Association Bharathi Centre Culurel Franco-Tamoul、Association Culturelle des Tamouls en France、Le Pont、開発地域社会エンパワーメント協会、Jeunesse Etudiante Tamoule、国際LDCs 団体、Prahar、アフリカ開発進歩センター、団体調査教育センター、ジェンダー正義女性のエンパワーメント・センター、Organisation Mondiale des associations pour l'education prenatale、ジュビリー・キャンペーン

答弁権行使: キューバ、中国、エチオピア

普遍的定期的レビュー・メカニズムに関する一般討論

ポルトガル(欧州連合を代表)、パキスタン(イスラム協力機構を代表)、カメルーン(アフリカ諸国を代表)、アゼルバイジャン(非同盟運動を代表)、リビア(アラブ諸国を代表)、ベルギー(フランス語圏諸国を代表)、ヴェネズエラ、インドネシア、トーゴ、インド、バーレーン、中国、スーダン、マラウイ、キューバ、イラク、マレーシア、モルディヴ、イラン、アルジェリア、国連人口基金、エチオピア、ジョージア、セルビア、テュニジア、モルドヴァ共和国、UPR Info、ジュネーヴ国際カトリック・センター、中国国際交流 GO ネットワーク、国際公正取引人権支援会議、暴力被害者擁護団体、コロンビア法律家委員会、イラン自閉症協会、Asociacion HazteOir 団体、中国人権開発財団、ジュネーヴ国際人権開発機関、透明性のためのパートナー、アムネスティ・インターナショナル、アフリカ文化インターナショナル、国際カトリック子どもビューロー、米州マイノリティ国際人権

協会、社会的被害者保護慈善機関、Jameh Ehyagaran Teb Sonnati Va Salamat Iranin、
Association des etudiants tamouls de France、アフリカ開発進歩センター

3月18日(木)午後、第41回会議

パレスチナ及びその他のアラブ被占領地の人権状況に関する高等弁務官と事務総長の報告書のプレゼンテーション

提出文書

1. パレスチナ被占領地に関する RC 決議 S-9/1 と S-12/1 の実施に関する高等弁務官報告書 A/HRC/46/63)
2. 被占領のシリア・ゴラン高原の人権状況に関する事務総長報告書 A/HRC/46/64)
3. パレスチナ被占領地の正式の併合に向けて取られた入植活動及びその他の手段の結果に関する高等弁務官報告書 A/HRC/46/65)

報告書プレゼンテーション: Michelle Bachelet 人権高等弁務官

当該国ステートメント:イスラエル(欠席)、パレスチナ国、シリア

一般討論: パキスタン(イスラム協力機構を代表)、アゼルバイジャン(非同盟運動を代表)、リビア(アラブ諸国を代表)、スーダン(アフリカ諸国を代表)、バーレーン(湾岸協力会議を代表)、ヴェネズエラ、リビア、インドネシア、セネガル、ロシア連邦、モーリタニア、ナミビア、B'nai B'rith、世界的対話と民主主義推進のためのパレスチナ人イニシャティヴ、法的援助とカウンセリングのための女性センター、Al Mezan 人権センター、Touro 法律センター、人権とホロコースト機関、イスラエルのアラブ・マイノリティ法律センター、国際人権同盟連盟、カイロ人権学研究所、国際弁護士団体、人権監視機構、Geo 専門知識協会、民族・宗教・言語・その他のマイノリティの権利保護国際連盟、子ども擁護インターナショナル、透明性のためのパートナー、平和開発人権のための Maat 協会、次世紀財団

「ウィーン宣言と行動計画」のフォローアップと実施に関する一般討論

ポルトガル(欧州連合を代表)、パキスタン(イスラム協力機構を代表)、カメルーン(アフリカ諸国を代表)、チリ(諸国グループを代表)、アゼルバイジャン(非同盟運動を代表)、リビア(アラブ諸国を代表)、イタリア(法の支配グループを代表)、中国(諸国グループを代表)、米国(諸国グループを代表)、アルメニア、ヴェネズエラ、インドネシア、ブラジル、インド、パキスタン、ネパール、中国

3月19日(金)午前、第42回会議

「ウィーン宣言と行動計画」のフォローアップと実施に関する一般討論(継続)

スーダン、キューバ、イスラエル(諸国グループを代表)、ロシア連邦、バーレーン、イスラエル、スウェーデン、イラン、アルジェリア、アゼルバイジャン、シリア、ジョージア、テュニジア、米国、オーストラリア、マラウイ、人口開発アクション・カナダ、

Soong Ching Ling 財団、次世代財団、女性家族計画連盟、中国国際理解協会、Asociacion HazteOir 団体、国際ヒューマニスト倫理連合、Alasalam 財団、アフリカ貧困ゼロ、法律司法欧州センター、Centre Europeen pour le droit, les droits de l'homme, Conectas Direitos Humanos、NGO 調査機関、Association Internationale pour l'egalite des femmes、良き羊飼いの慈善聖母の会衆、米州マイノリティ国際人権協会、Synergie Feminine Pour La Paix Et Le Developpement Durable、平和と持続可能な開発のための国際行動、民族・宗教・言語・その他のマイノリティの権利保護のための国際連盟、拷問被害者のための Khiam リハビリ・センター、水・環境・保健世界機関、Commission africaine des promoteurs de la sante et des droits de l'homme、連合村、世界ムスリム会議、バーレーンの民主主義と人権のためのアメリカ人 Inc.、地域社会人権アドヴォカシー・センター、ジュネーヴ権利開発国際機関、Ingenieurs du Monde、Geo 専門知識協会、ABC Tamil Oli、euventum e.V.、シーク人権グループ、Thendral 協会、Association Barathi Centre Culturel Franco---Tamoul、Turner La Page、Association Culturelle des Tamouls en France、開発地域社会エンパワーメント協会、世界 Barua 団体(WBO)、Sociedade Maranhense de Direitos Humanos、解放、統合青年エンパワーメント---共通イニシヤティヴ・グループ、Organisation international pour les pays les moins avances、世界福祉協会、アフリカ開発進歩センター、Association des etudiants tamouls de France、創造的地域社会プロジェクト同盟、Le Pont

答弁権行使: アルメニア、ブラジル、中国、アゼルバイジャン、アルジェリア、ウクライナ

人種主義・人種差別・排外主義・関連する形態の不寛容、「ダーバン宣言と行動計画」のフォローアップと実施に関する一般討論

提出文書: 「ダーバン宣言と行動計画」の効果的実施に関する政府間作業部会報告書 A/HRC/46/66)

報告書プレゼンテーション: Thabang Matjama ジュネーヴ国連事務所レソト代表部大使 組織的人種主義に関する人権高等弁務官の口頭による最新情報: Michelle Bachelet 人権高等弁務官

一般討論: スウェーデン(北欧・バルティック諸国を代表)、ポルトガル(欧州連合を代表)、パキスタン(イスラム協力機構を代表)、カメルーン(アフリカ諸国を代表)、アゼルバイジャン非同盟運動を代表)、リビア(アラブ諸国を代表)、ブラジル(諸国グループを代表)、米国(諸国グループを代表)

3月19日(金)午後、第43回会議

人種主義・人種差別・排外主義・関連する形態の不寛容、「ダーバン宣言と行動計画」に関する一般討論(継続)

ドイツ、フランス、アルメニア、ヴェネズエラ、ブラジル、リビア、インドネシア、フ

イリピン、ロシア連邦、トーゴ、インド、ナミビア、パキスタン、バーレーン、カメルーン、ネパール、中国、キューバ、バングラデシュ、セネガル、英国、スーダン、マラウイ、スペイン、イスラエル、ハイティ、イラク、パレスチナ国、ヨルダン、モロッコ、サウディアラビア、エクアドル、朝鮮民主人民共和国、イラン、南アフリカ、エジプト、アルジェリア、アゼルバイジャン、モンテネグロ、シリア、ボツワナ、ナイジェリア、トルコ、ジブティ、チャド、米州機構、カナダ、テュニジア、東ティモール、アルメニア人権擁護者(オンブズマン)事務所、ジュネーヴ人権推進世界対話センター、国際国連青年学生運動、Al Mazan 人権センター、Aouuro 法律センター人権ホロコースト機関、国際民族・宗教・言語・その他のマイノリティの権利保護連盟、人権アドヴォケイツ、国際ユダヤ人弁護士法律家協会、イスラエルのアラブ・マイノリティ法律センター、国際人権サービス、Al-Haq 人に仕える法律、友好世界協議委員会、マイノリティ権利グループ、中国人権開発財団、NGO 調査機関、国際民主弁護士協会、B'nai B'rith、国際レズビアン・ゲイ協会欧州地域、Elizka 救援財団、世界ユダヤ人会議、ユダヤ人団体調整理事会、Al Baraem 慈善活動協会、人権監視機構、Centro de Estudios Legales y Sociales Asociacion Civil, Ingenieurs du Monde、Institut international our les Droits et le Developpement、Conselho Indigenista Missionario、水・環境・保健世界機関、国際人種差別撤廃団体、Pasumai Thaayagam 財団、イラク開発団体、Geo 専門知識協会、スイス・ギニア連帯、Association d'Entraide Guinee、Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme、Justica Global、カイロ人権学研究所、国際弁護士団体、人権入国 Ma'onah 協会、国際人権同盟連盟、公正取引人権支援国際会議、拷問被害者 Khiam リハビリ・センター、アフリカ・グリーン財団インターナショナル、世界ムスリム会議、国際仏教徒救援団体、Promotion du Developpement EWconomique et Social、シーク人権グループ、普遍的権利グループ、Association des eudiants tamouls de France、Association Thendral

議事進行異議申し立て: ウクライナ

3月22日(月)午前、第44回会議

人種主義・人種差別・排外主義・関連する形態の不寛容、「ダーバン宣言と行動計画」のフォローアップと実施に関する一般討論(継続)

意見交換対話: Association Culturelle des Tamouls en France、Le Pont、Prahar、アフリカ開発進歩センター、ジェンダー正義女性のエンパワーメント・センター、HazteOir 協会団体、日本歴史教科書協会、パレスチナ人帰還センターLtd.、創造的地域社会プロジェクト同盟、国際キャリア支援協会、超国家・超党派非暴力急進党、地域社会人権アドヴォカシー・センター

答弁権行使: 日本、イスラエル、ブラジル、エチオピア、トルコ、アルメニア、中国、アゼルバイジャン、朝鮮民主人民共和国

コンゴ民主共和国カサイ地域の人権状況に関する意見交換対話

基調ステートメント: Micgelle Bacvhelet 人権高等弁務官

パネリストのステートメント

1. Bintou Keita 事務総長特別代表・コンゴ民主共和国安定ミッション長
2. Bacre Waly Ndiaye カサイの状況に関する国際専門家
3. Andre Lite Asebea コンゴ民主共和国人権大臣
4. Rostin Manketa Voix des Sans Voix pour les Doits de l'Homme 部長

討論: スウェーデン(北欧・バルティック諸国を代表)、欧州連合、カメルーン(アフリカ・グループを代表)、ロシア連邦、セネガル、フランス、トーゴ、**日本**、オランダ、モーリタニア、スイス、ヴェネズエラ、ベルギー、米国、エジプト、アンゴラ、中国、ボツワナ、英国、南スーダン、アイルランド、イタリア、世界ヴィジョン・インターナショナル、ルーテル世界連盟、世界拷問禁止団体、国際人権サービス、国境なき報道者インターナショナル、Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme, CIVICUS---世界市民参画同盟、人権センター

まとめ: Bintou Keita, Mahamane Cisse-Gouro 人権高等弁務官事務所人権会議条約メカニズム部部長, Bacre Waly Ndiaye, Andre Lite Asebea, Rostin Manketa

マリに関する独立専門家との意見交換対話

マリに関する独立専門ステートメント: Alioune Tine マリに関する独立専門家

当該国ステートメント: マリ

意見交換対話: 欧州連合、スウェーデン(北欧諸国を代表)、カメルーン(アフリカ・グループを代表)、ロシア連邦、フランス、トーゴ、オランダ(ベルギー、ルクセンブルグも代表)、モーリタニア、スイス、モロッコ、ヴェネズエラ、ブルキナファソ、米国、エジプト、スペイン、シエラレオネ、ボツワナ、英国、スーダン、エストニア、国連ウイメン、チェコ共和国、チャド、アイルランド、南スーダン、国際カトリック子どもビューロー、国際人権サービス、国際LDCs 団体、Elizka 救援財団、Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme、国際弁護士団体

まとめ Alioune Tine

3月22日(月)昼、第45回会議

ウクライナに関する高等弁務官の口頭による最新情報に関する意見交換対話

口頭による最新情報のプレゼンテーション: Nada Al-Nshif 人権副高等弁務官

当該国ステートメント: ウクライナ

意見交換対話: 欧州連合、ロシア連邦、リヒテンシュタイン、カナダ、ドイツ、フィンランド、エストニア、フランス、**日本**、オーストラリア、オランダ、スイス、デンマーク、リトアニア、ノルウェー、米国、ルーマニア、スペイン、クロアチア、アルバニア、ベラルーシ、モンテネグロ、ポーランド、ラトヴィア、英国、マラウイ、トルコ、アイスラン

ド、アイルランド、ジョージア、ブルガリア、チェコ共和国、スロヴァキア、ハンガリー、モルドヴァ共和国、北マケドニア、アゼルバイジャン、ウクライナ議会人権コミッション、人権アドヴォケイツ、国際カトリック子どもビューロー、人権ハウス財団、アムネスティ・インターナショナル、国際法律家委員会

まとめ: Nada Al-Nashif

中央アフリカ共和国の人権状況に関する高官意見交換対話

ステートメント

1. Nada Al-Nashif 人権副高等弁務官
2. Lixberth Cullity 中央アフリカ共和国国連多面的統合安定ミッション副特別代表・副団長
3. Yao Agbetse 中央アフリカ共和国の人権状況に関する独立専門家
4. Francois Bado 中央アフリカ共和国アフリカ連合暫定代表・対話の和解担当人権オブザーヴァー
5. Jean Christophe Nguinza 中央アフリカ共和国公共サービス大臣・法務大臣代理
6. Anicet Thierry Goue Moussangoe 人権推進擁護 NGO ネットワーク事務局長

討論: 欧州連合、アイスランド(北欧諸国を代表)、ベルギー(諸国グループを代表)、国連子ども基金、ポルトガル、ロシア連邦、セネガル、フランス、トーゴ、モーリタニア、モロッコ、ヴェネズエラ、米国、エジプト、アンゴラ、中国、ボツワナ、英国、スーダン、マラウィ、南スーダン、チャド、アイルランド、子ども擁護インターナショナル、世界福音同盟、Elizka 救援財団、全世界キリスト教徒連帯、Rencontre Aafricaine our la defense des droits de l'homme、次世代財団

まとめ: Mahamane Cisse-Gouro 人権高等弁務官事務所現地活動技術協力課担当官、Amadu Shouraq 中央アフリカ共和国国連多面的統合安定ミッション担当官、Yad Agbetse、Leopold Ismael Samba ジュネーヴ国連事務所中央アフリカ共和国代表部大使、Bruno Hyacinthe Gbiegba 人権推進擁護 NGO ネットワーク副コーディネーター

3月22日(月)午後、46回会議

技術援助と能力開発に関する一般討論

提出文書

1. アフガニスタンの人権状況と人権分野での技術援助達成に関する高等弁務官報告書 (A/HRC/46/69)
2. 前回報告書以来の信託基金理事会の作業の最新情報に関する人権分野の技術協力国連任意基金評議員会議長年次報告書(A/HRC/46/70)

報告書プレゼンテーション

1. Mahamane Cisse-Gouro 人権高等弁務官事務所現地活動・技術協力課担当官
2. Azita Berar-Awad 人権分野での技術協力国連任意基金評議員会委員

当該国ステートメント: アフガニスタン

一般討論: フィンランド(諸国グループを代表)、ポルトガル(欧州連合を代表)、パキスタンイスラム協力機構を代表)、カメルーン(アフリカ・グループを代表)、モーリシャス(諸国グループを代表)、アゼルバイジャン(非同盟運動を代表)、ブルネイ・ダルサーラム(東南アジア諸国連合を代表)、リビア(アラブ諸国を代表)、バーレーン(湾岸協力会議を代表)、パキスタン(諸国グループを代表)、ドイツ、フランス、ヴェネズエラ、リビア、インドネシア、フィリピン、ロシア連邦、トーゴ、オランダ、ブルキナファソ、パキスタン、インド、バーレーン、ネパール、中国、英国、スーダン、マラウイ、キューバ、ブルガリア、フィンランド、カタール、エチオピア、イラク、ヨルダン、オーストラリア、スウェーデン

3月23日(火)午前、第47回会議

技術協力と能力開発に関する一般討論(継続)

アンゴラ(ポルトガル語共同体を代表)、イラン、リトアニア、エジプト、タイ、アルジェリア、アゼルバイジャン、コスタリカ、ラトヴィア、シリア、シエラレオネ、ボツワナ、エチオピア、ジョージア、東ティモール、カンボディア、ヴァヌアトゥ、南スーダン、テュニジア、トルコ、モロッコ、国連開発調整事務所、米国、モルドヴァ共和国、アフガニスタン独立人権委員会、母親が大事、Elizka 救援財団、Synergie Feminine Pour La Paic Et Lre Developpement Durable、社会的被害者保護慈善機関、次世代財団、国際レズビアン・ゲイ協会、アジア人権開発フォーラム、フランシスカン・インターナショナル、アフリカ貧困ゼロ、国際公正取引人権支持会議、人権監視機構、水・環境・保健世界機関、LDCs 国際団体、イラン自閉症協会、暴力被害者擁護団体組合、Geo 専門知識協会、Association des etudiants tamouls de France、アフリカ開発進歩センター、イラン halassemia 協会、ABC TmilOli、Le Pont、アメリカ法律家協会、Association Culturelle dxes Tamous en France、人間の運動行動、国際ロシア同国人会議

3月23日(火)昼、第48回会議

決議の採択

1. スリランカの和解、説明責任、人権の推進(A/HRC/46/L.1/Rev.1)

提案国: オーストラリア、ベラルーシ、チリ、中国、キューバ、キプロス、エクアドル、エジプト、フィジー、ギリシャ、ルクセンブルグ、メキシコ、パラグアイ、フィリピン、ポルトガル、スペイン、シリア・アラブ共和国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

賛成 22 票、反対 11 票、棄権 14 票で決議を採択

票決結果: 賛成 22 票: アルゼンチン、アルメニア、オーストリア、バハマ、ブラジル、ブルガリア、コート・ド'オワール、チェコ共和国、デンマーク、フィジー、フランス、ド

イツ、イタリア、マラウイ、マーシャル諸島、メキシコ、オランダ、ポーランド、韓国、ウクライナ、英国、ウルグアイ

反対 11 票: バングラデシュ、ボリヴィア、中国、キューバ、エリトリア、パキスタン、フィリピン、ロシア連邦、ソマリア、ウズベキスタン、ヴェネズエラ

棄権 14 票: バーレーン、ブルキナファソ、カメルーン、ガボン、インド、インドネシア、**日本**、リビア、モーリタニア、ナミビア、ネパール、セネガル、トーゴ

2. ニカラグアの人権推進と保護(A/HRC/46/L.8)

提案国: オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、カナダ、チリ、コロンビア、コスタリカ、クロアチア、キプロス、チェキア、エクアドル、エストニア、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー・アイルランド、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モナコ、モンテネグロ、オランダ、北マケドニア、ノルウェー、バラグアイ、ペルー、ポルトガル、ルーマニア、スロヴァキア、スペイン、スウェーデン、ウクライナ、英国、米国

賛成 20 票、反対 8 票、棄権 18 票で決議を採択

賛成 20 票: アルゼンチン、オーストリア、バハマ、ブラジル、ブルガリア、チェコ共和国、デンマーク、フィジー、フランス、ドイツ、イタリア、**日本**、マーシャル諸島、メキシコ、オランダ、ポーランド、韓国、ウクライナ、英国、ウルグアイ

反対 8 票: ボリスヴィア、中国、キューバ、エリトリア、フィリピン、ロシア連邦、ソマリア、ヴェネズエラ

棄権 18 票: アルメニア、バングラデシュ、ブルキナファソ、カメルーン、コートイヴォワール、ガボン、インド、インドネシア、リビア、マラウイ、モーリタニア、ナミビア、ネパール、パキスタン、セネガル、スーダン、トーゴ、ウズベキスタン

3. 東エルサレムを含むパレスチナ被占領地の人権状況と説明責任と司法を保障する責務(A/HRC/46/L.31)

提案国: チリ、パキスタン、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、パレスチナ国

賛成 32 票、反対 6 票、棄権 8 票で決議を採択

票決結果: 賛成 32 票: アルゼンチン、アルメニア、バングラデシュ、ボリヴィア、ブルキナファソ、中国、コートイヴォワール、キューバ、デンマーク、エリトリア、フィジー、フランス、ガボン、ドイツ、インドネシア、イタリア、**日本**、ラトヴィア、モーリタニア、メキシコ、ナミビア、オランダ、パキスタン、ポーランド、韓国、ロシア連邦、セネガル、ソマリア、スーダン、ウルグアイ、ウズベキスタン、ヴェネズエラ

反対 6 票: オーストリア、ブラジル、ブルガリア、カメルーン、マラウイ、トーゴ

棄権 8 票: バハマ、チェコ共和国、インド、マーシャル諸島、ネパール、フィリピン、ウクライナ、英国

4. 人権、民主主義及び法の支配(A/HRC/46/L.2)

提案国: オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、チリ、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、エクアドル、エストニア、フィジー、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イスラエル、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、モルデイヴ、マルタ、メキシコ、モナコ、モンテネグロ、モロッコ、オランダ、ニュージーランド、北マケドニア、ノルウェー、パラグアイ、ペルー、ポーランド、ポルトガル、韓国、モルドヴァ共和国、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、チュニジア、ウクライナ、英国、米国、ウルグアイ

コンセンサスで決議を採択

5. 一方的強制措置が人権の享受に与える否定的インパクト(A/HRC/46/L.4)

提案国: アゼルバイジャン、中国、パレスチナ国

賛成 30 票、反対 15 票、棄権 2 票で決議を採択

票決結果: 賛成 30 票: アルゼンチン、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、ボリヴィア、ブルキナファソ、カメルーン、中国、コートジボワール、キューバ、エリトリア、フィジー、ガボン、インド、インドネシア、リビア、マラウイ、モーリタニア、ナミビア、ネパール、パキスタン、フィリピン、ロシア連邦、セネガル、ソマリア、スーダン、トーゴ、ウルグアイ、ウズベキスタン、ヴェネズエラ

反対 15 票: オーストリア、ブラジル、ブルガリア、チェコ共和国、デンマーク、フランス、ドイツ、イタリア、日本、マーシャル諸島、オランダ、ポーランド、韓国、ウクライナ、英国

棄権 2 票 アルメニア、メキシコ

6. 宗教または信念の自由(A/HRC/46/L.5)

提案国: アルバニア、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、カナダ、チリ、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、エクアドル、エストニア、フィジー、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イスラエル、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モナコ、モンテネグロ、オランダ、北マケドニア、ノルウェー、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、サンマリノ、セルビア、スロヴァキア、スペイン、スウェーデン、トルコ、ウクライナ、英国、米国、ウルグアイ

コンセンサスで決議を採択

7. 人権と環境 A/HRC/46/L.6/Rev.1)

提案国: アルバニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブータン、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、チリ、コスタリカ、クロアチア、キプロス、チェキア、フィジー、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハイティ、ハンガリー、アイスランド、ア

イルランド、イタリア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、モルディヴ、マルタ、メキシコ、モナコ、モンテネグロ、モロッコ、ネパール、オランダ、北マケドニア、パラグアイ、ペルー、ポルトガル、カタール、ルーマニア、サンマリノ、スロヴァキア、スロヴェニア、ソマリア、スペイン、スイス、ウクライナ、ウルグアイ

コンセンサスで決議を採択

8. 外国の負債及びその他の国の国際財政責務がすべての人権の完全享受に与えるか影響
A/HRC/46/L.10)

提案国: ベラルーシ、キューバ、エジプト、フィジー、ナミビア、フィリピン、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

賛成 28 票、反対 14 票、棄権 4 票で決議を採択

票決結果: 賛成 28 票: アルゼンチン、バーレーン、バングラデシュ、ボリヴィア、ブルキナファソ、カメルーン、中国、コートジボワール、キューバ、エリトリア、フィジー、ガボン、インド、インドネシア、リビア、マラウイ、ナミビア、ネパール、パキスタン、フィリピン、ロシア連邦、セネガル、ソマリア、スーダン、トーゴ、ウルグアイ、ウズベキスタン、ヴェネズエラ

反対 14 票 オーストリア、ブラジル、ブルガリア、チェコ共和国、デンマーク、フランス、ドイツ、イタリア、日本、オランダ、ポーランド、韓国、ウクライナ、英国

棄権 4 票: アルメニア、バハマ、マーシャル諸島、メキシコ

3月23日(火)午後、第49回会議

決議の採択(継続)

9. 文化的権利の分野の特別報告者のマンデート(A/HRC/46/L.12)

提案国: オーストリア、ベラルーシ、チリ、中国、キューバ、キプロス、エクアドル、エジプト、フィジー、ギリシャ、ルクセンブルグ、メキシコ、パラグアイ、フィリピン、ポルトガル、スペイン、シリア・アラブ共和国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国
コンセンサスで決議を採択

10. 経済的・社会的・文化的権利のすべての国々における実現の問題(A/HRC/46/L.13)

提案国: クロアチア、キプロス、エクアドル、フィジー、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、メキシコ、モンテネグロ、北マケドニア、パラグアイ、ペルー、ポルトガル、ルーマニア、サンマリノ、スロヴァキア、スロヴェニア、スウェーデン、ウクライナ、米国

コンセンサスで決議を採択

11. 違法な起源の資金の本国への非返還が人権の享受に与える否定的インパクトと国際協力改善の重要性(A/HRC/46/L.14)

提案国: カメルーン、エクアドル、リビア、パレスチナ国

賛成 31 票、反対 14 票、棄権 2 票で決議を採択

票決結果: 賛成 31 票: アルゼンチン、アルメニア、バーレーン、バングラデシュ、ボリヴィア、ブラジル、ブルキナファソ、カメルーン、中国、コートイヴォワール、キューバ、エリトリア、フィジー、ガボン、インド、インドネシア、リビア、マラウイ、モーリタニア、ナミビア、ネパール、パキスタン、フィリピン、ロシア連連邦、セネガル、ソマリア、スーダン、トーゴ、ウルグアイ、ウズベキスタン、ヴェネズエラ

反対 14 票: オーストリア、ブルガリア、チェコ共和国、デンマーク、フランス、ドイツ、イタリア、日本、マーシャル諸島、オランダ、ポーランド、韓国、ウクライナ、英国

棄権 2 票: バハマ、メキシコ

12. 白皮症の人による人権の享受に関する独立専門家のマンデート(A/HRC/46/15)

提案国: ベルギー、ブルガリア、カメルーン、チリ、クロアチア、キプロス、デンマーク、エクアドル、フィジー、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イスラエル、イタリア、ルクセンブルグ、マルタ、モンテネグロ、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、ルーマニア、スロヴァキア。スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、トルコ、米国
コンセンサスで決議を採択

13. 人権分野での相互に利益をもたらす協力の推進(A/HRC/46/L.22)

提案国: ベラルーシ、中国、キューバ、エジプト、イラン・イスラム共和国、シリア・アラブ共和国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

賛成 26 票、反対 16 票、棄権 6 票で決議を採択

票決結果: 賛成 26 票: アルゼンチン、バーレーン、バングラデシュ、ボリヴィア、ブラジル、ブルキナファソ、カメルーン、中国、コートイヴォワール、キューバ、エリトリア、ガボン、インドネシア、モーリタニア、メキシコ、ナミビア、ネパール、パキスタン、フィリピン、ロシア連邦、セネガル、ソマリア、トーゴ、ウルグアイ、ヴェネズエラ

反対 15 票: オーストリア、ブルガリア、チェコ共和国、デンマーク、フランス、ドイツ、インド、イタリア、日本、マーシャル諸島、オランダ、ポーランド、韓国、ウクライナ、英国

棄権 6 票: アルメニア、バハマ、フィジー、リビア、マラウイ、ウズベキスタン

14. コロナウィルス病(COVID-19)流行の対応で、ワクチンへのすべての国々の公正で、料金が手ごろで、時宜を得た、普遍的アクセスの確保(A/HRC/46/L.25/Rev.1)

提案国: アゼルバイジャン、エクアドル、パラグアイ、トルコ、パレスチナ国

コンセンサスで決議を採択

15. 拷問及びその他の残酷かつ非人間的または品位を落とす扱いまたは懲罰: 警察または法律執行担当官の役割と責任(A/HRC/46/L.27)

提案国: アルバニア、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、カナダ、チリ、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、エクアドル、エジプト、スロニア、フィジー、フランス、ジョージ

ア、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、メキシコ、モンテネグロ、オランダ、ニュージーランド、北マケドニア、ノルウェー、パラグアイ、ペルー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、サンマリノ、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、ウクライナ、英国、米国、ウルグアイ

コンセンサスで決議を採択

16. プライヴァシーへの権利に関する特別報告者のマンデート A/HRC/46/L.28)

提案国: オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブラジル、ブルガリア、チリ、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、エクアドル、エストニア、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イスラエル、イリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、メキシコ、モナコ、モンテネグロ、オランダ、北マケドニア、ノルウェー、パラグアイ、ペルー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、サンマリノ、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、ウクライナ、ウルグアイ

コンセンサスで決議を採択

17. 朝鮮民主人民共和国の人権状況(A/HRC/46/L.7)

提案国: アルバニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モナコ、モンテネグロ、オランダ、ニュージーランド、北マケドニア、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、サンマリノ、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、ウクライナ、英国、米国

コンセンサスで決議を採択

18. イラン・イスラム共和国の人権状況 A/HRC/46/L.9)

提案国: アルバニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モンテネグロ、オランダ、ニュージーランド、北マケドニア、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、モルドヴァ共和国、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、ウクライナ、英国、米国

賛成 21 票、反対 12 票、棄権 14 票で決議を採択

票決結果: 賛成 21 票: アルゼンチン、オーストリア、バハマ、バーレーン、ブルガリア、チェコ共和国、デンマーク、エリトリア、フィジー、フランス、ドイツ、イタリア、日本、マラウイ、マーシャル諸島、メキシコ、オランダ、ポーランド、韓国、ウクライナ、英国

反対 12 票: アルメニア、バングラデシュ、ボリヴィア、中国、キューバ、インド、インドネシア、パキスタン、フィリピン、ロシア連邦、ウズベキスタン、ヴェネズエラ

棄権 14 票: ブラジル、ブルキナファソ、カメルーン、コートジボワール、ガボン、リビア、モーリタニア、ナミビア、ネパール、セネガル、ソマリア、スーダン、トーゴ、ウルグアイ

3月24日(水)午前、第50回会議

決議の採択(継続)

19. 食料への権利(A/HRC/46/L.11)

提案国: ベラルーシ、中国、エクアドル、エジプト、フィジー、ハイティ、イラン・イスラム共和国、メキシコ、ナミビア、ネパール、パラグアイ、ペルー、フィリピン、シリア・アラブ共和国、トルコ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

コンセンサスで決議を採択

20. 人権理事会の作業への後発開発途上国と小島嶼開発途上国の参画を支援するための任意の技術援助シンク基金の10周年にあたっての高官パネル討論(A/HRC/46/L.23)

提案国: オーストラリア、オーストリア、バハマ、バルバドス、ベルギー、ブルキナファソ、カナダ、クロアチア、チェキア、デンマーク、ジブティ、エクアドル、エチオピア、フィジー、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、グアイアナ、ハイティ、アイルランド、イスラエル、イタリア、ラトヴィア、リトアニア、ルクセンブルグ、モルディヴ、マルタ、マーシャル諸島、モーリシャス、メキシコ、モンテネグロ、モロッコ、オランダ、ノルウェー、パキスタン、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、セネガル、シンガポール、スロヴェニア、ソマリア、スペイン、スーダン、スウェーデン、スイス、トーゴ、トルコ、英国、ヴァヌアトゥ

コンセンサスで決議を採択

21. 2020年の大統領選までとその余波でのベラルーシの人権状況(A/HRC/46/L.19)

提案国: オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、**日本**、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、マーシャル諸島、モナコ、モンテネグロ、オランダ、北マケドニア、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、サンマリノ、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、ウクライナ、英国、米国

修正案 14 本を否決

賛成 20 票、反対 7 票、棄権 20 票で決議を採択

票決結果: 賛成 20 票: アルゼンチン、オーストリア、バハマ、ブラジル、ブルガリア、チェコ共和国、デンマーク、フィジー、フランス、ドイツ、**日本**、マーシャル諸島、メキシコ、

オランダ、ポーランド、韓国、ウクライナ、英国、ウルグアイ

反対7票: ボリヴィア、中国、エリトリア、フィリピン、ロシア連邦、ヴェネズエラ

棄権20票: アルメニア、バーレーン、バングラデシュ、ブルキナファソ、カメルーン、コートジヴォワール、ガボン、インド、インドネシア、リビア、マラウイ、モーリタニア、ナミビア、ネパール、パキスタン、セネガル、ソマリア、スーダン、トーゴ、ウズベキスタン

22. ミャンマーの人権状況(A/HRC/46/L.21/Rev.1)

提案国: アルバニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チリ、クロアチア、チェキア、デンマーク、エクアドル、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マラウイ、マルタ、モナコ、モンテネグロ、オランダ、ニュージーランド、北マケドニア、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、サンマリノ、スロヴァキア、スロヴェニア、ソマリア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、ウクライナ、英国、米国

コンセンサスで決議を採択

3月24日(水) 午後、第51回会議

決議の採択(継続)

23. シリア・アラブ共和国の人権状況(A/HRC/46/L.24)

提案国: オーストラリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、チェキア、デンマーク、エクアドル、エストニア、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、アイルランド、イスラエル、イタリア、ヨルダン、クウェート、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モナコ、モンテネグロ、オランダ、ニュージーランド、北マケドニア、カタール、ルーマニア、サンマリノ、スロヴァキア、スロヴェニア、ソマリア、スペイン、スウェーデン、トルコ、ウクライナ、英国、米国

賛成27票、反対6票、棄権14票で決議を採択

票決結果: 賛成27票: アルゼンチン、オーストリア、バハマ、ブラジル、ブルガリア、コートジヴォワール、チェコ共和国、デンマーク、フィジー、フランス、ガボン、ドイツ、イタリア、**日本**、リビア、マラウイ、マーシャル諸島、メキシコ、オランダ、フィリピン、ポーランド、韓国、ソマリア、トーゴ、ウクライナ、英国、ウルグアイ

反対6票: アルメニア、ボリヴィア、中国、ロシア連邦、ヴェネズエラ

棄権14票: バーレーン、バングラデシュ、ブルキナファソ、カメルーン、エリトリア、インドネシア、インド、モーリタニア、ナミビア、ネパール、パキスタン、セネガル、スーダン、ウズベキスタン

24. 南スーダンの人権状況(A/HRC/46/L.29/Rev.1)

提案国: アルバニア、オーストラリア、オーストリア、カナダ、チェキア、デンマーク、

エストニア、フィンランド、ドイツ、アイスランド、アイルランド、イタリア、リヒテンシュタイン、モンテネグロ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ルーマニア、スロヴァキア、スペイン、ウクライナ、英国、米国

賛成 20 票、反対 16 票、棄権 11 票で決議を採択

票決結果: 賛成 20 票: アルゼンチン、アルメニア、オーストリア、バハマ、ブルガリア、チェコ共和国、デンマーク、フィジー、フランス、ドイツ、イタリア、**日本**、マーシャル諸島、メキシコ、オランダ、ポーランド、韓国、ウクライナ、英国、ウルグアイ

反対 16 票: バーレーン、ボリヴィア、カメルーン、中国、コーティヴォワール、キューバ、エリトリア、ガボン、リビア、モーリタニア、パキスタン、フィリピン、ロシア連邦、ソマリア、スーダン、ヴェネズエラ

棄権 11 票: バングラデシュ、ブラジル、ブルキナファソ、インド、インドネシア、マラウイ、ネパール、セネガル、トーゴ、ウズベキスタン

25. 被占領のシリア・ゴラン高原の人権(A/HRC/46/L.16)

提案国: キューバ、パキスタン、パレスチナ国

賛成 26 票、反対 18 票、棄権 3 票で決議を採択

票決結果: 賛成 26 票: アルゼンチン、アルメニア、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、ボリヴィア、ブルキナファソ、中国、コーティヴォワール、キューバ、エリトリア、ガボン、インド、インドネシア、リビア、モーリタニア、メキシコ、ナミビア、パキスタン、ネパール、ロシア連邦、セネガル、ソマリア、スーダン、ウズベキスタン、ヴェネズエラ

反対 18 票: オーストリア、ブラジル、ブルガリア、カメルーン、チェコ共和国、デンマーク、フランス、ドイツ、イタリア、**日本**、マラウイ、マーシャル諸島、オランダ、ポーランド、韓国、トーゴ、ウクライナ、英国

棄権 3 票: フィジー、フィリピン、ウルグアイ

26. パレスチナ人の民族自決権(A/HRC/46/L.18)

提案国: キューバ、パキスタン、パレスチナ国

賛成 42 票、反対 3 票、棄権 2 票で決議を採択

票決結果: 賛成 42 票: アルゼンチン、アルメニア、オーストリア、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、ボリヴィア、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、中国、コーティヴォワール、キューバ、デンマーク、エリトリア、フィジー、フランス、ガボン、ドイツ、インド、インドネシア、イタリア、**日本**、リビア、モーリタニア、メキシコ、ナミビア、ネパール、オランダ、パキスタン、フィリピン、ポーランド、韓国、ロシア連邦、セネガル、ソマリア、スーダン、トーゴ、ウクライナ、ウルグアイ、ウズベキスタン、ヴェネズエラ

反対 3 票: チェコ共和国、マーシャル諸島、英国

棄権 2 票: カメルーン、マラウイ

27. 東エルサレムを含むパレスチナ被占領地と被占領のシリア・ゴラン高原のイスラエル入植地(A/HRC/46/L.30)

提案国: チリ、パキスタン、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、パレスチナ国

賛成 36 票、反対 3 票、棄権 8 票で決議を採択

票決結果: 賛成 36 票 アルゼンチン、アルメニア、バーレーン、バングラデシュ、ボリビア、ブルキナファソ、中国、コートジボワール、キューバ、デンマーク、エリトリア、フィジー、フランス、ガボン、ドイツ、インド、インドネシア、イタリア、日本、リビア、モーリタニア、メキシコ、ナミビア、ネパール、オランダ、パキスタン、フィリピン、ポーランド、韓国、ロシア連邦。セネガル、ソマリア、スーダン、ウルグアイ、ウズベキスタン、ヴェネズエラ

反対 3 票: チェコ共和国、マーシャル諸島、英国

棄権 8 票: オーストリア、バハマ、ブラジル、ブルガリア、カメルーン、マラウイ、トーゴ、ウクライナ

28. 宗教または信念にも続く不寛容、否定的固定観念、汚名、差別、暴力のそそのかし及び対人暴力との闘い(A/HRC/46/L.3)

提案国: オーストラリア、カナダ、フィジー、パキスタン、パラグアイ、ウルグアイ、パレスチナ国

コンセンサスで決議を採択

29. 人権分野でのマリの技術援助と能力開発(A/HRC/46/L.17)

提案国: ベルギー、ブルガリア、カメーン、カナダ、クロアチア、チェキア、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、オランダ、ルーマニア、スロヴァキア、スペイン、スウェーデン、英国

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

30. 南スーダンの技術援助と能力開発(A/HRC/46/L.20)

提案国: カメルーン(アフリカ・グループを代表)

コンセンサスで決議を採択

31. ジョージアとの協力(A/HRC/46/L.26)

提案国: オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェキア、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、マーシャル諸島、モンテネグロ、北マケドニア、ポーランド、ポルトガル、モルドヴァ共和国、ルーマニア、サンマリノ、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、トルコ、ウクライナ、英国

賛成 19 票、反対 8 票、棄権 19 票で決議を採択

票決結果: 賛成 19 票: オーストリア、バハマ、ブルガリア、チェコ共和国、デンマーク、フィジー、フランス、ドイツ、イタリア、**日本**、ラトヴィア、マラウイ、マーシャル諸島、メキシコ、オランダ、ポーランド、ソマリア、ウクライナ、英国

反対 8 票: ボリヴィア、カメルーン、中国、キューバ、エリトリア、フィリピン、ロシア連邦、ヴェネズエラ

棄権 19 票: アルゼンチン、バーレーン、バングラデシュ、ブラジル、ブルキナファソ、コートジボワール、ガボン、インド、インドネシア、モーリタニア、ナミビア、ネパール、パキスタン、韓国、セネガル、スーダン、トーゴ、ウルグアイ、ウズベキスタン

第 47 回人権理事会は、2021 年 6 月 26 日から 7 月 9 日まで開催の予定

以 上